

銚田市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画

令和6年3月

はじめに

我が国の介護保険制度は、高齢者の介護を社会全体で支える制度として、平成12年(2000年)に創設され、介護を必要とする高齢者やその家族の生活の支えとして定着、発展してきました。

本市においては、総人口が減少に転じる中、65歳以上の高齢化率は、令和5年10月1日現在で34.9%に達し、団塊の世代すべてが75歳以上の後期高齢者となる令和7年(2025年)は、概ね横ばいが予想されるものの、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年(2040年)には40%を超えることが見込まれ、更なる介護ニーズの増加や介護人材確保といった課題が深刻になってくることが予想されます。今後、高齢者の日常生活支援や保健・医療・福祉等の各種サービスを組み合わせて生活の維持を図っていくことが、ますます必要となってまいります。



このような状況の中、令和2年(2020年)には、地域共生社会の実現を目的として、社会福祉法等の一部改正が行われました。また、本市においても第2次鉾田市総合計画後期基本計画にて掲げる「誰にもやさしい「安全・安心」と住みよい「暮らし」をつむぐ」を達成するため、介護サービス基盤・人的基盤の整備と合わせ、地域全体で高齢者の暮らしを支え合う仕組みづくりについて、分野を超えた取組みを強化していくこととしております。

本計画では、国の基本指針及び第2次鉾田市総合計画後期基本計画の考え方に即した「健康で生きがいを持ちながら暮らし、安心できる介護サービスが提供される地域づくり」を基本理念とし、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの深化・推進、介護人材の確保、介護現場の生産性の向上に向けた取組みを進めてまいります。高齢者が要介護状態になることの予防及び重度化することを防止するとともに、万が一、要介護状態になっても可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう取り組んでまいりますので、市民の皆さまの一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力を賜りました高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会委員の皆さまをはじめとする関係各位の皆さま、さらにアンケート調査を通じて、ご協力いただきました多くの皆さまに、心から感謝申し上げます。

令和6年3月

鉾田市長 岸田 一夫

目次

第1章 計画策定の趣旨	1
1 計画策定の背景	1
2 本計画の位置づけと期間	1
3 本計画の基本指針	3
第2章 高齢者を巡る現状と推計	4
1 人口の現状と推計	4
2 世帯の現状	7
3 要支援・要介護認定者数の現状と推計	9
4 介護給付費の推移	11
5 アンケート調査結果から見る高齢者の現状	13
6 日常生活圏域の設定	27
7 高齢者を巡る課題	28
第3章 計画の基本理念と施策の展開	30
1 基本理念	30
2 施策の展開	32
■基本目標1 高齢者が暮らし続けられる地域づくり	32
1-1 地域における暮らしを支える仕組みの充実（地域包括ケアシステムの推進）	32
1-2 介護予防・相談支援体制の強化	34
1-3 介護人材の確保に対する支援	35
1-4 安全・安心な暮らしの支援	36
1-5 権利擁護の推進	38
■基本目標2 介護予防・認知症対策の充実	40
2-1 介護予防の推進	40
2-2 在宅医療・介護連携の推進	41
2-3 認知症基本法に基づく認知症施策の推進	42
2-4 家族や介護者に対する支援の充実	49
■基本目標3 適切な生活支援サービスの提供	50
3-1 適切なサービスを提供できる体制の整備（サービス内容の検討）	50
3-2 必要な生活支援サービスの提供	52
3-3 暮らし方の選択ができる環境の整備	54
■基本目標4 健康で生きがいを持って暮らせる環境づくり	58
4-1 健康づくりに対する支援の充実	58
4-2 生きがいづくり活動の促進	63
4-3 地域や社会参加の促進	64
■基本目標5 介護保険制度の安定的な運営	65
5-1 介護保険制度の概要	65
5-2 各サービスの実績と見込み	67
5-3 サービス供給基盤の整備計画	79
5-4 第1号被保険者の保険料	81
5-5 介護保険サービス利用者負担の軽減制度	87

第4章 計画の推進	89
1 計画推進にあたっての視点	89
2 計画の進行管理	90
資料編	91
1 銚田市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会設置要綱	91
2 銚田市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会名簿	93
3 計画策定経過	94

1 計画策定の背景

「介護保険制度」は、高齢者の介護を社会全体で支える制度として、平成 12 年に創設され、介護が必要な高齢者の生活の支えとして定着、発展してきました。

日本の総人口が減少に転じていくなか、2025 年には、団塊の世代全員が 75 歳以上となり、高齢者（特に 75 歳以上の高齢者）の占める割合は増加していくことが想定されていますが、一方で、生産年齢人口は、2040 年に向けて急減することが見込まれています。本市においても、同様の傾向を示していますが、中・長期的にみると、高齢者人口については横ばいで推移すると考えられています。

第9期介護保険事業計画の基本指針においては、このような人口の見込みとともに、都市部と地方部で高齢化の進みが大きく異なることも含め、これまで以上に中・長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて介護サービス基盤を整備するとともに、地域の実情に応じて地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための具体的な施策や目標の優先順位を検討した上で、介護保険事業(支援)計画に定めることが重要とされています。

本計画では、第9期介護保険事業計画の基本指針を踏まえ、介護サービス基盤の計画的な整備、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組、地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上というポイントを考慮しながら、令和6年度から令和8年度の3年間を計画年度とする「銚田市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画(以下「本計画」という。)」を策定するものです。

2 本計画の位置づけと期間

(1) 計画の構成と法的根拠

本計画は、本市における高齢者に関する施策と介護保険事業を一体的に進めるため、「市町村老人福祉計画」と「市町村介護保険事業計画」を合わせて策定するものです。これらの計画の法的根拠は次のとおりです。

「市町村老人福祉計画」：老人福祉法第 20 条の8第1項

『市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業(以下「老人福祉事業」という。)の供給体制の確保に関する計画(以下「市町村老人福祉計画」という。)を定めるものとする。』

「市町村介護保険事業計画」：介護保険法第 117 条第1項

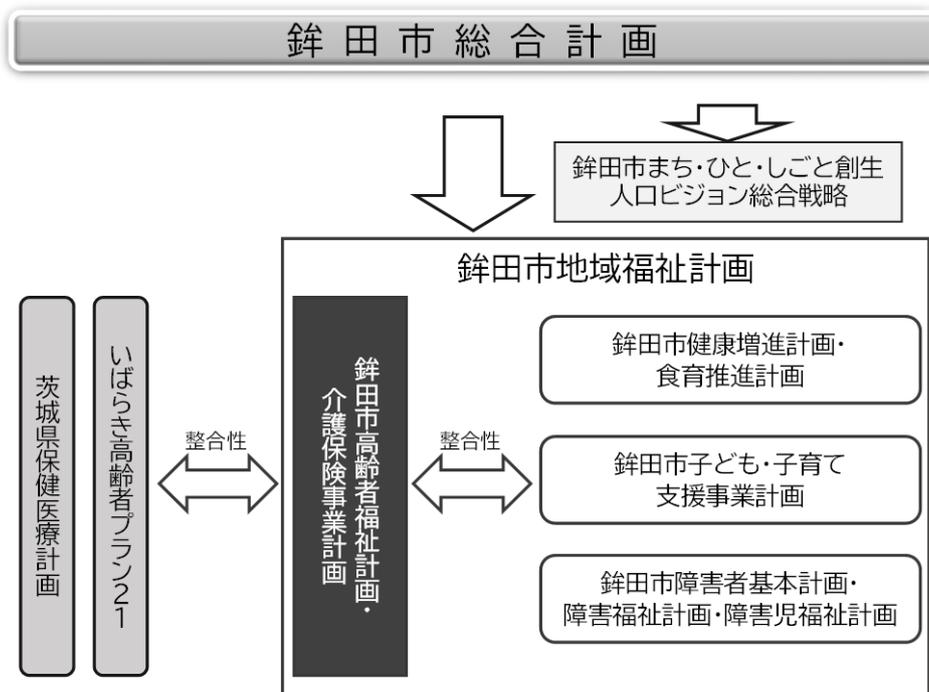
『市町村は、基本指針に即して、三年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画(以下「市町村介護保険事業計画」という。)を定めるものとする。』

(2) 関連計画との位置づけ

本計画は、本市の最上位計画である「第2次銚田市総合計画」に基づく部門計画となるものです。

策定にあたっては、「第2次銚田市総合計画」、福祉部門の最上位計画である「銚田市地域福祉計画」との整合性を図り策定する計画です。また、「銚田市健康増進計画・食育推進計画」等との関連計画や「いばらき高齢者プラン 21」との整合性も図るものとします。

【他計画との関係性】



(3) SDGs(持続可能な開発目標)との関係性

2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」で、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標である「持続可能な開発目標 (SDGs: Sustainable Development Goals)」が示され、17のゴール・169のターゲットが設定されています。本市においても SDGs の推進に取り組んでおり、本計画においても、これらの取り組みを推進するため、地球上の「誰一人取り残さない(leave no one behind)」の実現を目指すこととします。



(4) 計画期間

本計画の計画期間、令和6年度(2024年度)から令和8年度(2026年度)の3年間とします。

3 本計画の基本指針

本計画の策定にあたり、国の基本指針(大臣告示)において、次のように示されています。

【基本的考え方】

- 9期計画期間中には、団塊の世代が全員75歳以上となる令和7年(2025年)を迎えることになる。
- また、高齢者人口がピークを迎える令和22年(2040年)を見通すと、85歳以上人口が急増し、医療・介護双方のニーズを有する高齢者など様々なニーズのある要介護高齢者が増加する一方、生産年齢人口が急減することが見込まれている。
- さらに、都市部と地方部で高齢化の進みが大きく異なるなど、これまで以上に中・長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて介護サービス基盤を整備するとともに、地域の実情に応じて地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための具体的な施策や目標の優先順位を検討した上で、介護保険事業(支援)計画に定めることが重要となる。

【見直しのポイント(概要)】

- (1)介護サービス基盤の計画的な整備
 - ①地域の実情に応じたサービス基盤の整備
 - ②在宅サービスの充実
- (2)地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組
 - ①地域共生社会の実現
 - ②デジタル技術を活用し、介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための医療・介護情報基盤を整備
 - ③保険者機能の強化
- (3)地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上

第2章

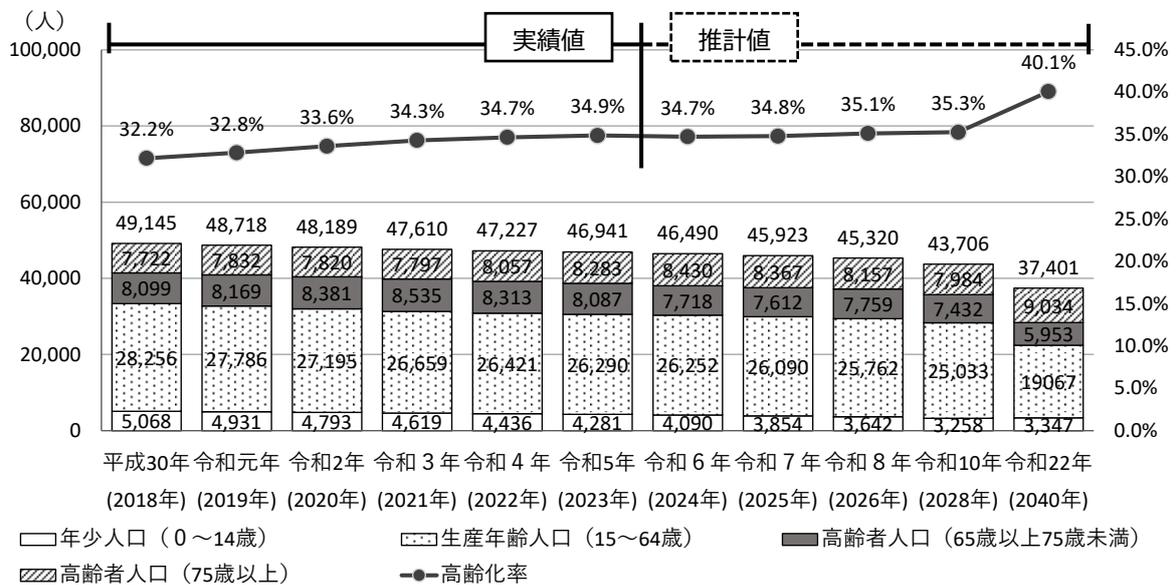
高齢者を巡る現状と推計

1 人口の現状と推計

(1) 総人口の推移と推計

本市の人口は、減少傾向にあり、令和5年10月1日現在で、46,941人となっています。また高齢化率は34.9%となっていますが、今後も概ねこの水準で推移すると考えられます。

【総人口及び年齢階層別人口の推移と推計】



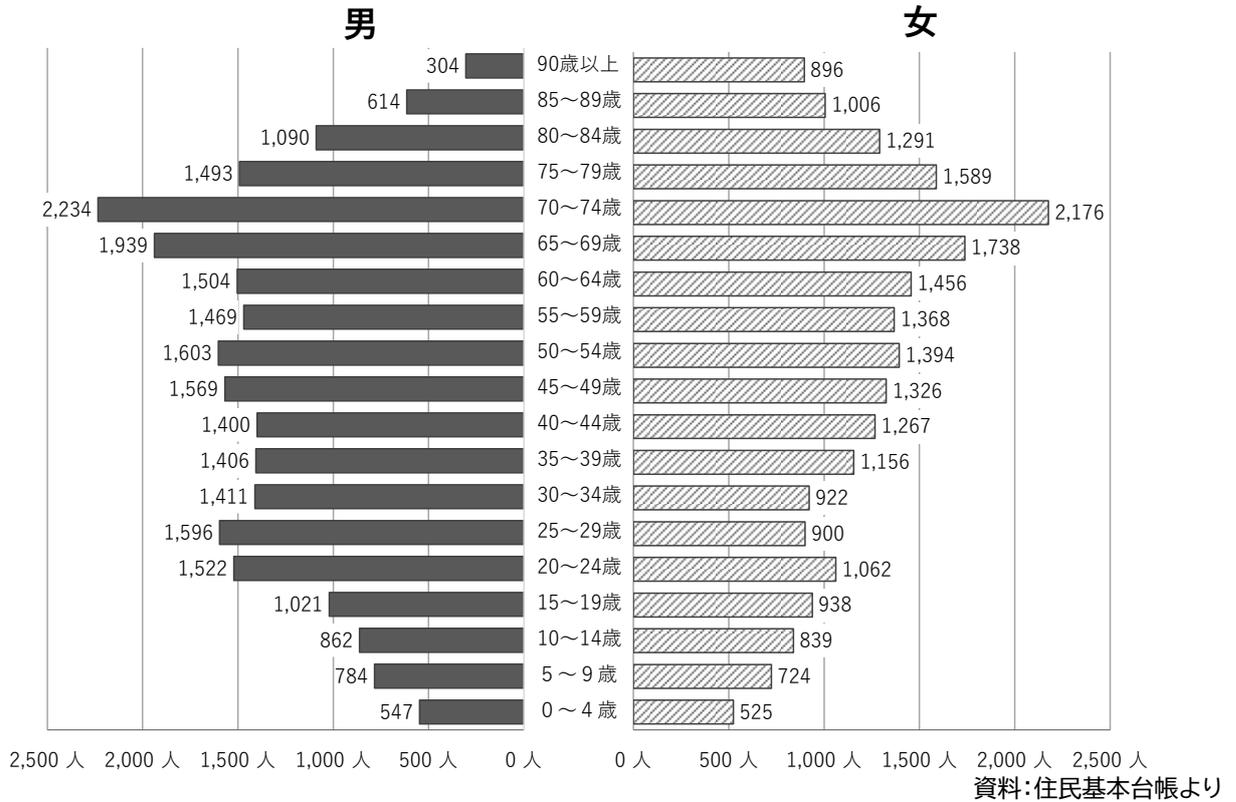
資料:平成30年~令和5年 住民基本台帳(各年10月1日現在)

推計値は令和5年10月1日現在の住民基本台帳をもとに推計

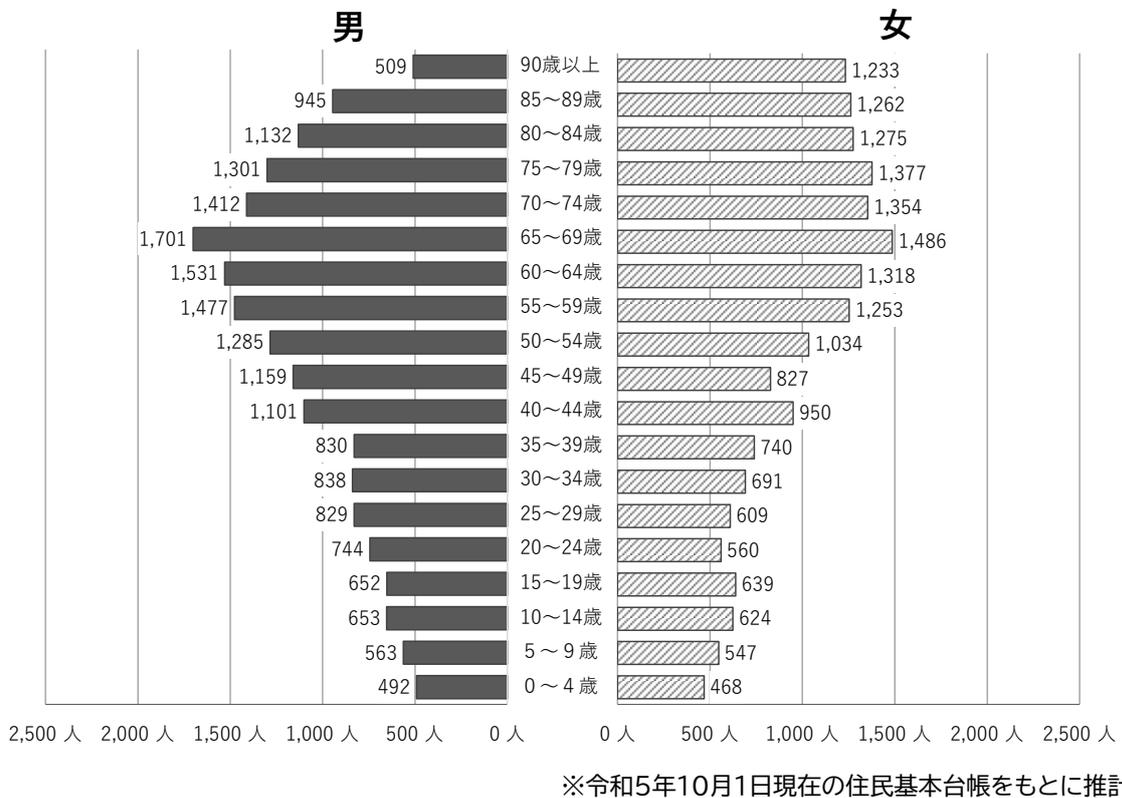
※推計値は四捨五入して算出しているため、合計が一致しない場合があります。

(2)人口構成(実績値と推計値)

【令和5年(2023年)10月1日現在の人口構成(実績値)】

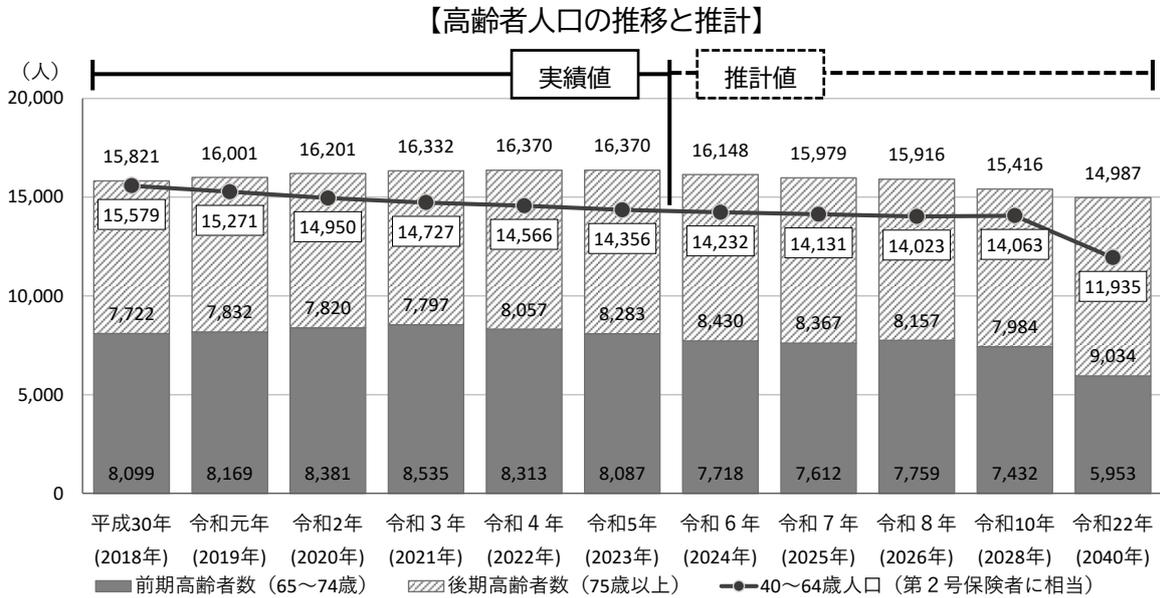


【令和22年(2040年)10月1日現在の人口構成(推計値)】



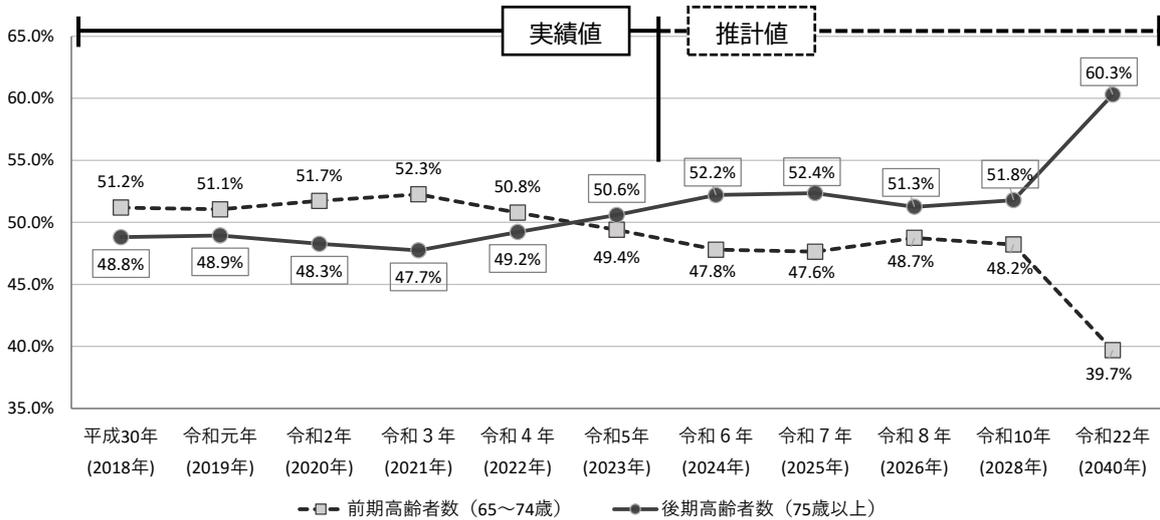
(3) 高齢者人口の推移と推計

高齢者人口をみると、令和5年10月1日現在で16,370人となっています。今後は、前期高齢者の減少が見込まれることから、横ばいから減少で推移すると考えられます。



資料:平成30年~令和5年 住民基本台帳(各年10月1日現在)
 推計値は令和5年10月1日現在の住民基本台帳をもとに推計
 ※推計値は四捨五入して算出しているため、合計が一致しない場合があります。

【前期高齢者数及び後期高齢者数の割合の推移と推計】



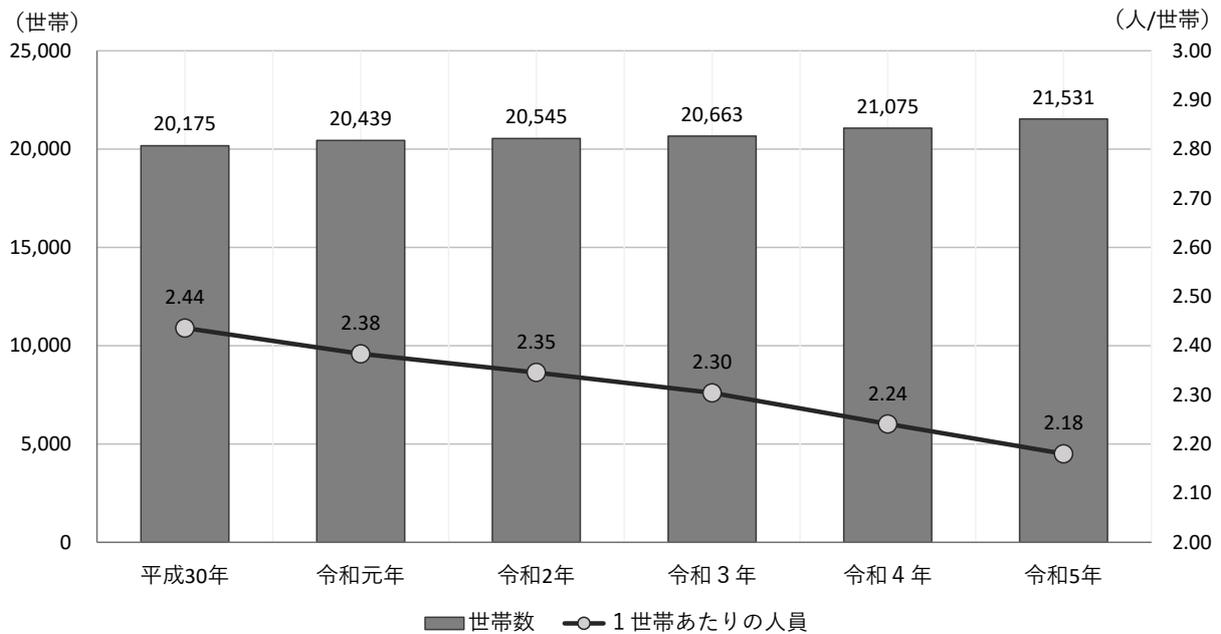
資料:平成30年~令和5年 住民基本台帳(各年10月1日現在)
 推計値は令和5年10月1日現在の住民基本台帳をもとに推計
 ※推計値は四捨五入して算出しているため、合計が一致しない場合があります。

2 世帯の現状

(1) 世帯数の推移

世帯数については、増加傾向を示し、令和5年では21,531世帯となっています。人口減少の一方で世帯数が増加する傾向にあり、世帯の小規模化が進むと考えられます。

【世帯数の推移及び1世帯あたりの人員の推移】



資料:平成30年～令和5年 住民基本台帳(各年10月1日現在)

(2) 高齢者のいる世帯

高齢者のいる世帯は、令和2年国勢調査によると、9,887世帯となっており、本市全世帯のうち、約半数となっています。このうち、高齢者夫婦世帯は2,006世帯、高齢者独居世帯は2,159世帯となっており、いわゆる老々介護や一人世帯への支援が必要となります。

【高齢者のいる世帯の推移】

単位：実数(世帯)、構成比(%)

区 分	銚田市			茨城県	全国	
	平成22年	平成27年	令和2年	令和2年	令和2年	
高齢者のいる世帯	実数	8,752	9,434	9,887	530,311	22,655,031
	構成比	52.1	54.2	55.3	44.9	40.7
高齢者夫婦世帯	実数	1,369	1,790	2,006	132,971	5,830,834
	構成比	8.2	10.3	11.2	11.3	10.5
高齢者独居世帯	実数	1,346	1,719	2,159	125,596	6,716,806
	構成比	8.0	9.9	12.1	10.6	12.1
一般世帯数	実数	16,791	17,401	17,894	1,181,598	55,704,949

資料：国勢調査

※国勢調査における世帯の類型には、一般世帯と施設等の世帯があります。このうち、世帯の家族類型を算出する基となっているのは一般世帯です。

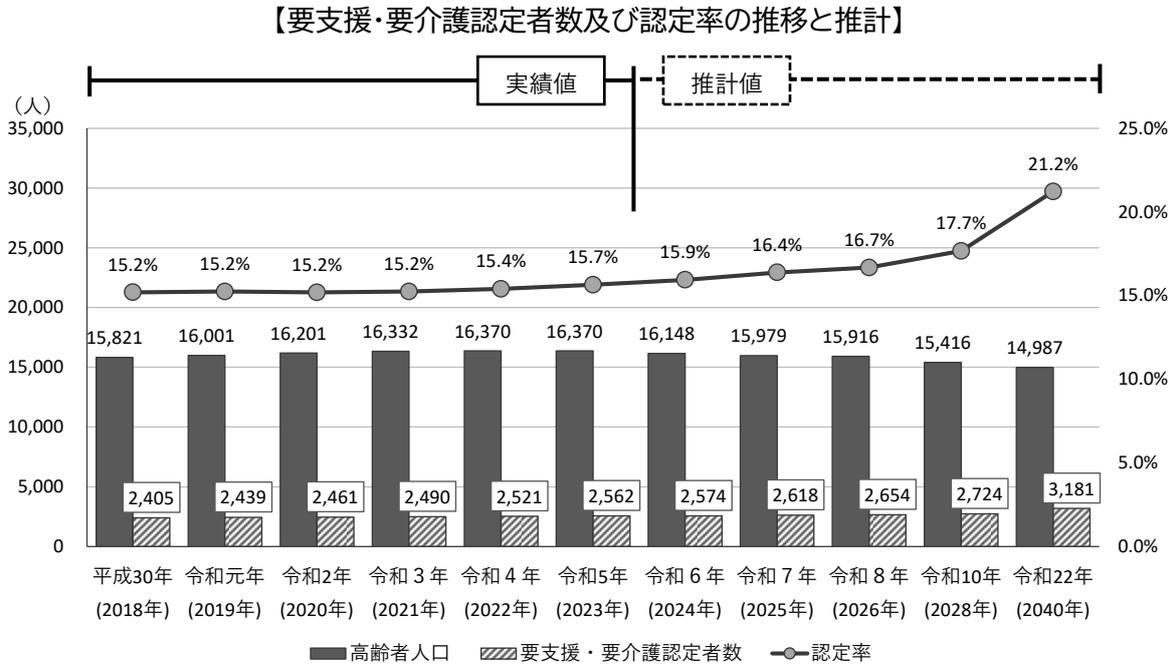
※高齢者夫婦世帯とは、夫65歳以上、妻65歳以上の夫婦1組の一般世帯です。

※高齢者独居世帯とは、65歳以上の方一人のみの一般世帯です。

3 要支援・要介護認定者数の現状と推計

(1) 要支援・要介護認定者数の推移と推計

要支援・要介護認定者数の推移と推計については、高齢者人口は減少しますが、後期高齢者の増加に伴い、要支援・要介護認定者数の増加が見込まれ、認定率は高くなるものと考えられます。



資料:平成 30 年～令和5年 介護保険事業状況報告(各年9月末日現在)

推計値は地域包括ケア「見える化」システムより

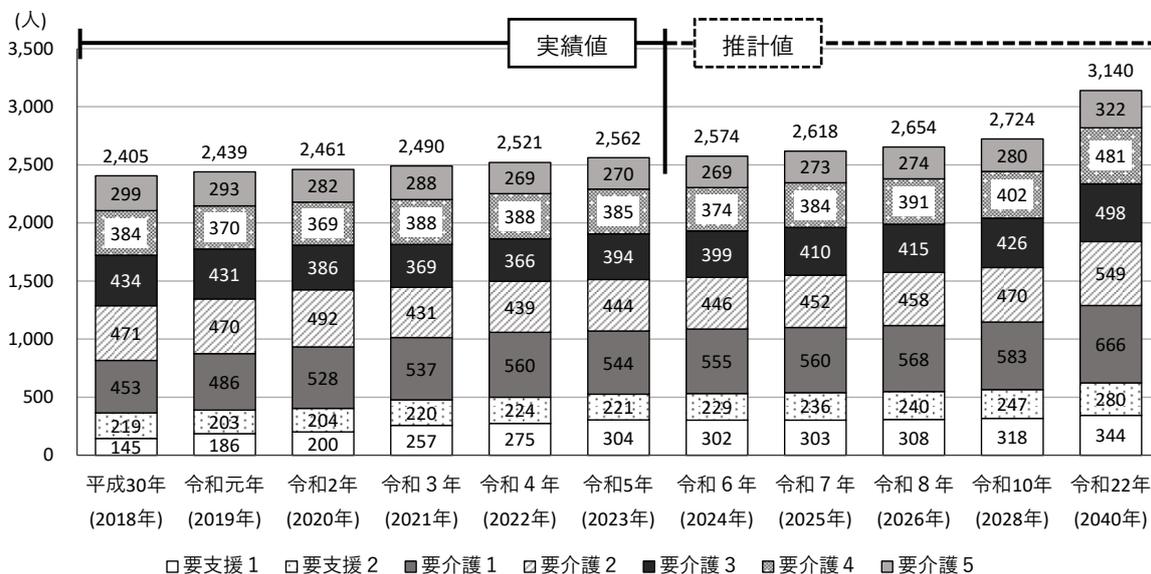
※認定率は、要支援・要介護認定者数(第1号被保険者)÷高齢者人口を用いて算出しています。

※推計値は四捨五入して算出しているため、合計が一致しない場合があります。

(2)要支援・要介護度別の認定者数の推移と推計

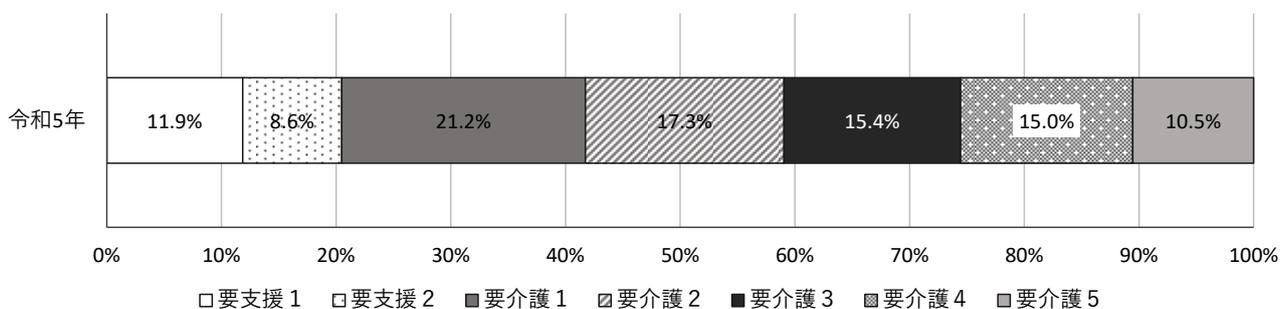
要支援・要介護度別の認定者数をみると、令和5年9月末日の認定者数は2,562人で、要支援、要介護とも引き続き増加すると考えられます。

【要支援・要介護度別の認定者数の推移と推計】



資料：平成30年～令和5年 介護保険事業状況報告(各年9月末日現在)
 推計値は地域包括ケア「見える化」システムより
 ※推計値は四捨五入して算出しているため、合計が一致しない場合があります。

【令和5年9月末日現在の要支援・要介護度別の構成比】



資料：介護保険事業状況報告(令和5年9月末日現在)
 ※小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

4 介護給付費の推移

介護給付費については、年々増加傾向にあり、令和4年度は約41.2億円、令和5年度(見込み)は42.7億円となっています。このうち、施設サービスが約5割となっており、居宅(介護予防)サービスが約3割となっています。

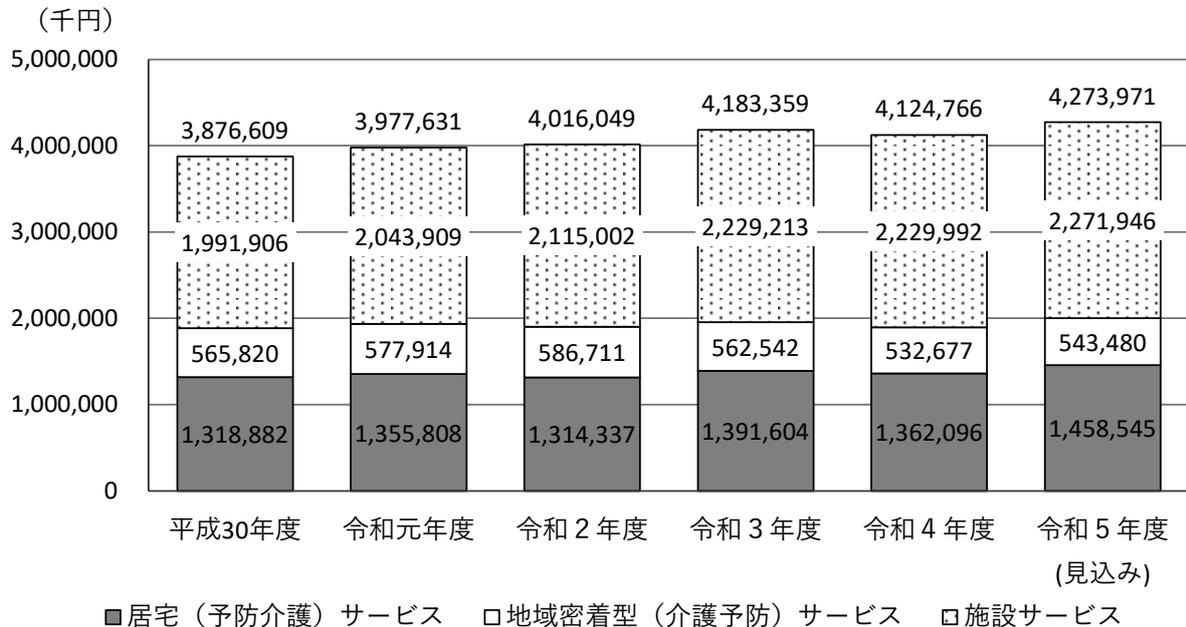
【給付費の推移】

単位:上段(千円)、下段(%)

	第7期			第8期		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込み)
居宅(介護予防)サービス	1,318,882	1,355,808	1,314,337	1,391,604	1,362,096	1,458,545
	34.0	34.1	32.7	33.3	33.0	34.1
地域密着型(介護予防)サービス	565,820	577,914	586,711	562,542	532,677	543,480
	14.6	14.5	14.6	13.4	12.9	12.7
施設サービス	1,991,906	2,043,909	2,115,002	2,229,213	2,229,992	2,271,946
	51.4	51.4	52.7	53.3	54.1	53.2
給付費合計	3,876,609	3,977,631	4,016,049	4,183,359	4,124,766	4,273,971

資料:介護保険事業状況報告年報

※端数処理の関係で、合計が一致しないことがあります。



【サービス別給付費の推移】

(千円)

	第7期			第8期		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
居宅(介護予防)サービス	1,318,882	1,355,808	1,314,337	1,391,604	1,362,096	1,458,545
訪問介護	120,576	117,098	115,858	135,787	139,481	143,440
訪問入浴介護	26,174	23,402	20,793	22,398	28,137	27,175
訪問看護	32,271	34,487	34,762	36,084	34,444	29,738
訪問リハビリテーション	20,316	19,104	16,037	25,810	26,710	30,281
居宅療養管理指導	10,523	11,674	11,175	13,876	14,675	14,899
通所介護	280,713	285,925	290,865	289,221	273,154	287,056
通所リハビリテーション	299,741	303,939	284,560	296,494	296,880	317,302
短期入所生活介護	183,162	189,071	183,070	206,163	182,946	230,988
短期入所療養介護(老健)	38,794	39,978	30,724	28,634	27,829	25,467
短期入所療養介護(病院等)	0	0	0	0	0	0
短期入所療養介護(介護療養院)	0	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	96,980	100,216	104,531	116,990	118,996	119,778
福祉用具購入費	3,640	4,719	4,815	4,062	4,767	7,513
住宅改修費	8,777	8,625	8,709	8,801	8,397	4,101
特定施設入居者生活介護	40,050	49,089	41,272	34,352	37,114	46,831
介護予防支援・居宅介護支援	157,164	168,482	167,168	172,931	168,566	173,976
地域密着型(介護予防)サービス	565,820	577,914	586,711	562,542	532,677	543,480
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0	1,043	0	0
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	133,879	164,440	166,836	151,481	140,702	141,376
認知症対応型通所介護	5,297	4,078	2,340	1,464	945	890
小規模多機能型居宅介護	59,443	53,498	55,653	61,847	63,539	68,339
認知症対応型共同生活介護	300,442	305,140	307,896	300,190	286,301	300,957
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	3,094	1,157	0	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	63,665	49,601	53,985	46,518	41,190	31,918
施設サービス	1,991,906	2,043,909	2,115,002	2,229,213	2,229,992	2,271,946
介護老人福祉施設	999,616	1,025,845	1,086,095	1,145,642	1,162,813	1,186,405
介護老人保健施設	960,010	998,537	1,001,548	1,051,313	1,022,924	1,039,072
介護療養型医療施設	32,280	19,528	27,359	174	0	0
介護医療院	0	0	0	32,084	44,256	46,469
給付費合計	3,876,609	3,977,631	4,016,049	4,183,359	4,124,766	4,273,971

資料：介護保険事業状況報告年報

※端数処理の関係で、合計が一致しないことがあります。

5 アンケート調査結果から見る高齢者の現状

(1) 調査の概要

① 調査の目的

本計画を作成するにあたり、高齢者の健康状態や日常生活の状況及び福祉サービス等における利用状況、利用意向等を把握し、これからの施策の改善及び展開、充実を図ることを目的としています。「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」及び「在宅介護実態調査」を実施しています。

② 調査対象者

調査名	対象
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	・65歳以上の要介護認定を受けていない高齢者 ・事業対象者 ・要支援認定者
在宅介護実態調査	・在宅で生活している要支援・要介護認定者

③ 調査方法と調査時期

【介護予防・日常生活圏域ニーズ調査】

- 調査方法: 郵送配布、郵送回収
- 調査期間: 令和4年11月30日～令和4年12月23日

【在宅介護実態調査】

- 調査方法: 郵送配布、郵送回収
- 調査期間: 令和4年11月30日～令和4年12月23日

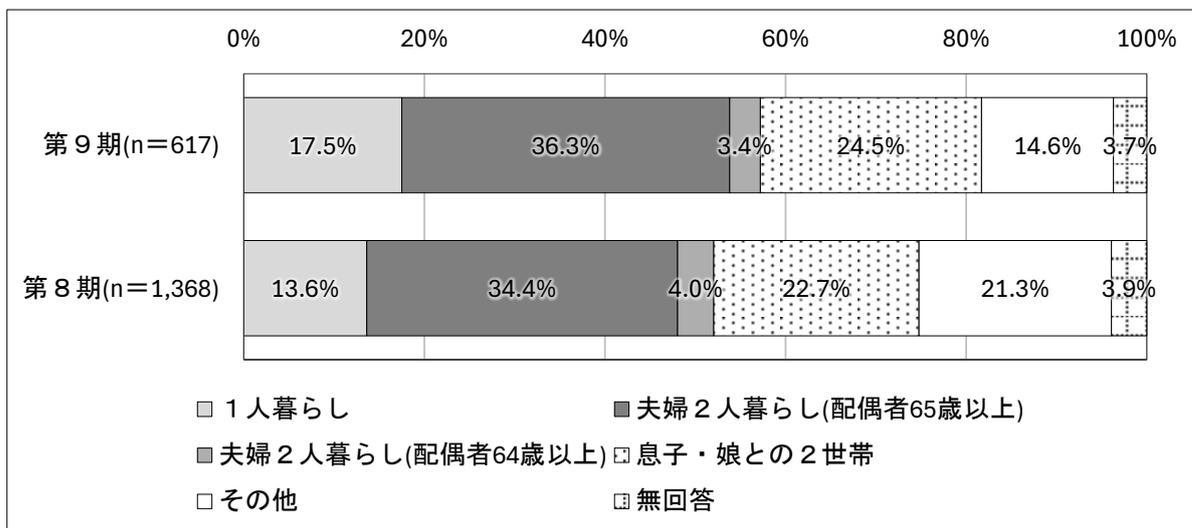
④ 回収結果

調査名	配布件数	回収件数	回収率
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	1,000件	617件	61.7%
在宅介護実態調査	600件	404件	67.3%

(2)介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果(抜粋)

①家族構成

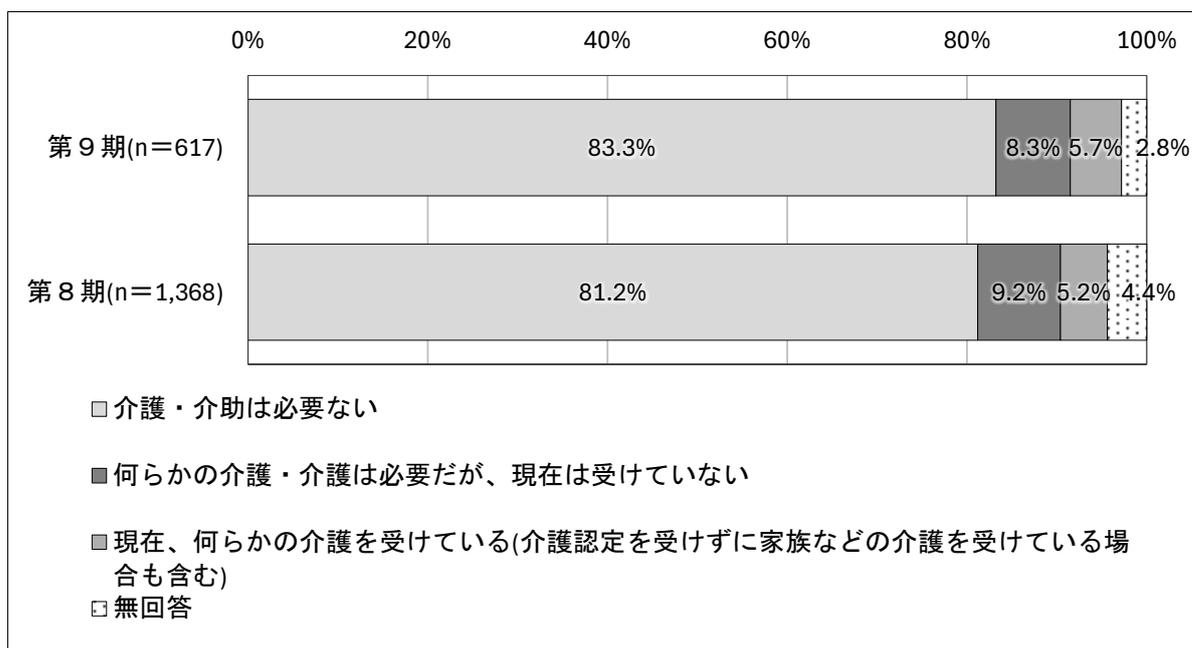
家族構成については、「夫婦2人暮らし(配偶者65歳以上)」の割合が最も高く36.3%、次いで、「息子・娘との2世帯」が24.5%となっています。「夫婦2人暮らし(配偶者65歳以上)」の36.3%と「1人暮らし」17.5%を合わせると、回答者の53.8%が高齢者のみの世帯となっています。



※小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

②介護・介助の必要性

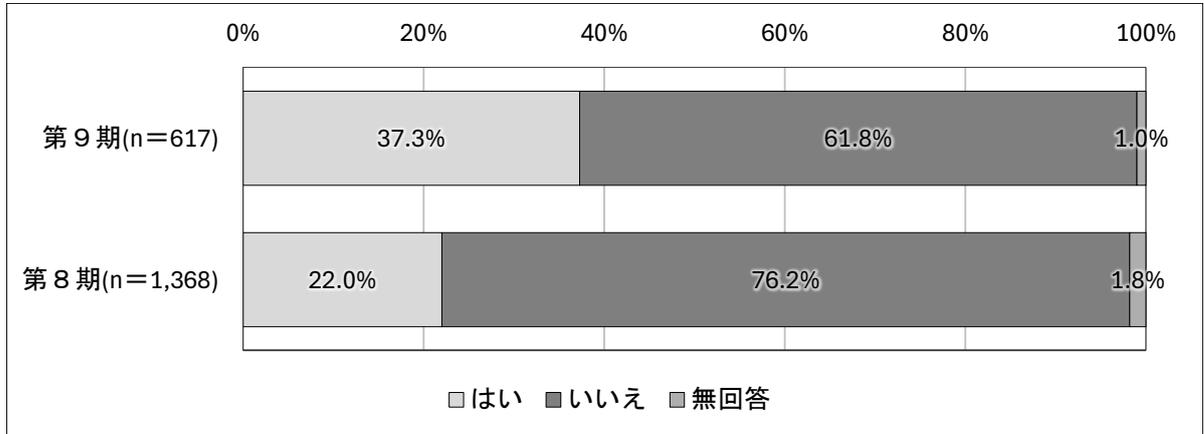
介護・介助の必要性については、「介護・介助は必要ない」の割合が最も高く83.3%となっています。一方、「何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない」が8.3%、「現在、何らかの介護を受けている(介護認定を受けずに家族などの介護を受けている場合も含む)」が5.7%となっており、介護・介助が必要であってもサービスを受けていない方が一定数存在しています。



※小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

③外出の状況(外出を控えているか)

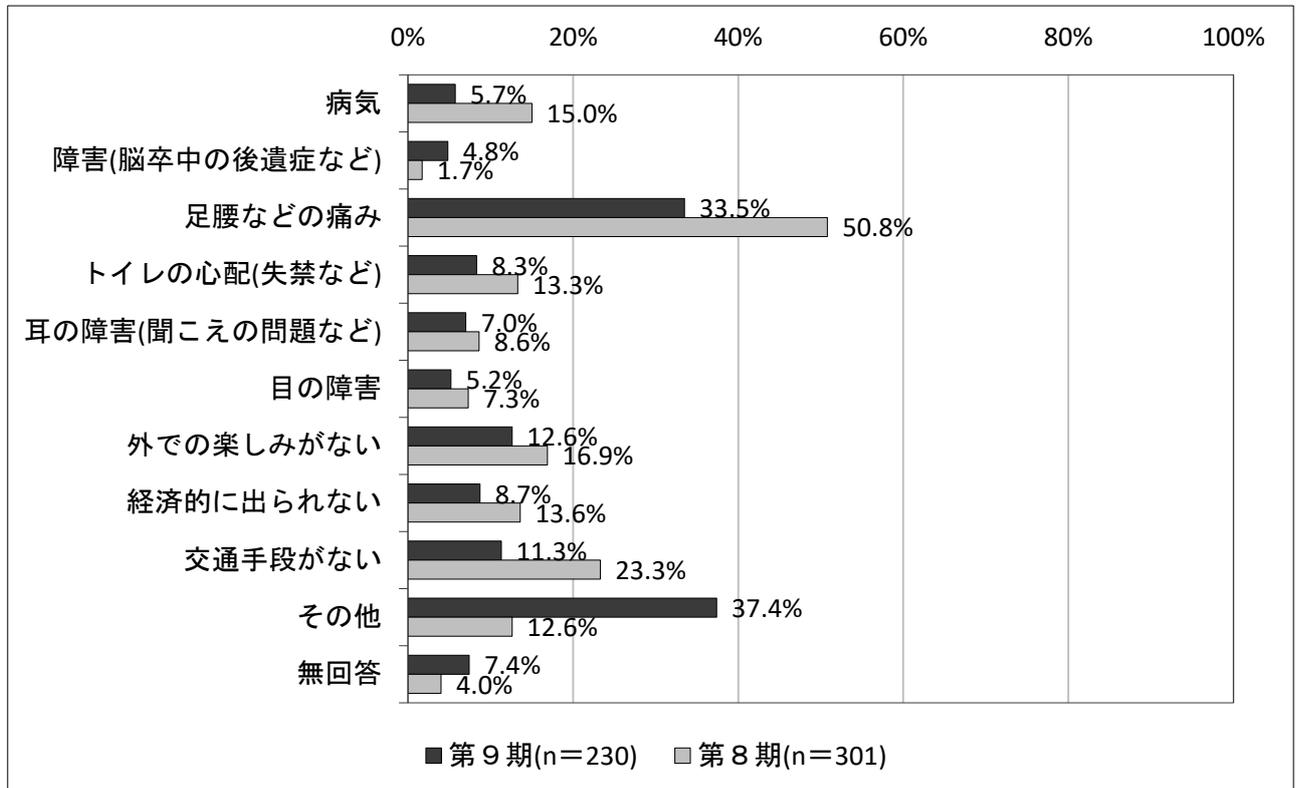
外出の状況(外出を控えているか)については、「いいえ」の割合が最も高く 61.8%となっています。「はい」は 37.3%で、約3人に1人が外出を控えている状況となっています。



※小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

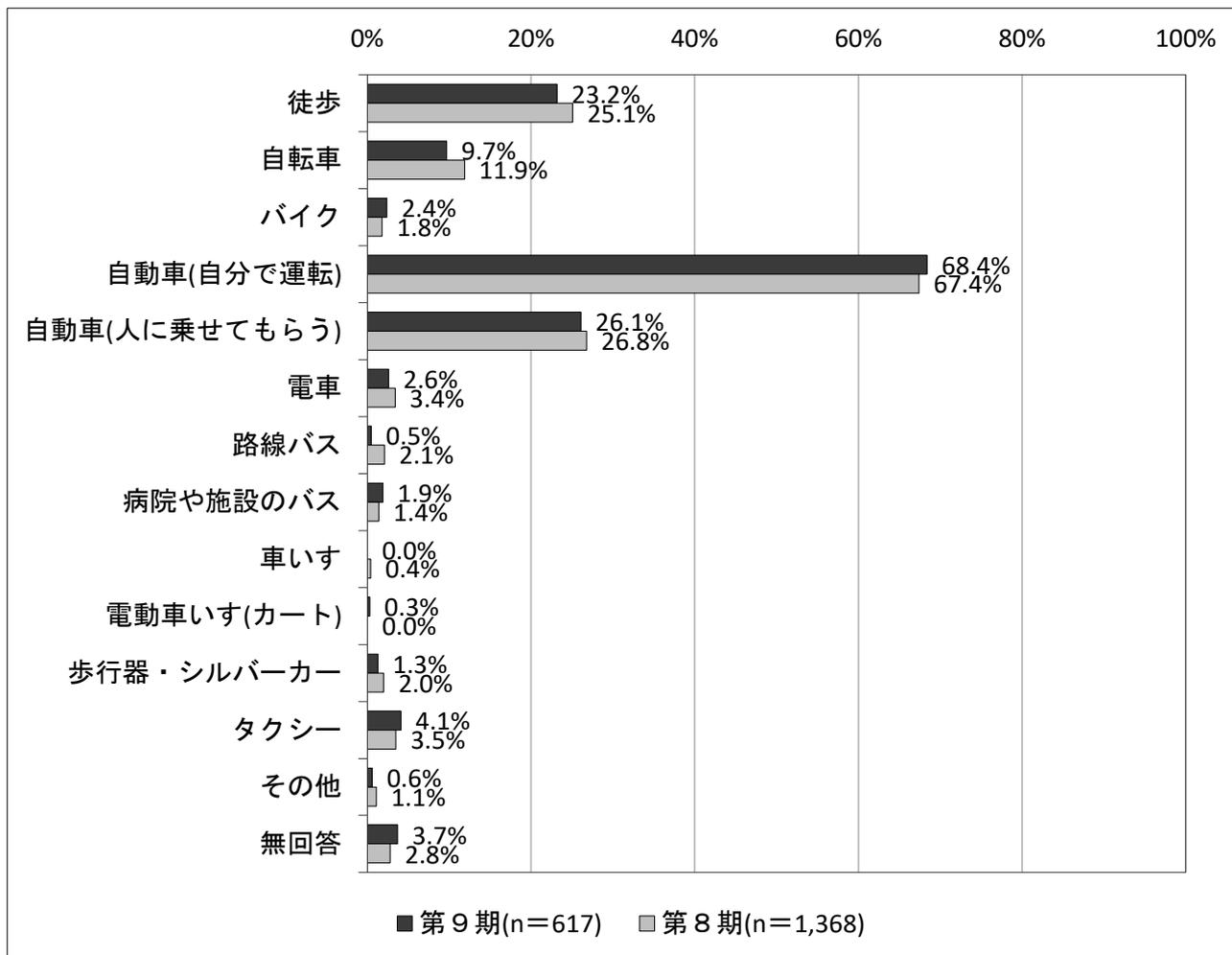
④外出を控えている理由

外出を控えている理由については、新型コロナウイルス感染症の影響も考えられますが、「その他」の割合が 37.4%となっています。次いで、「足腰などの痛み」が 33.5%、「外での楽しみがない」が 12.6%となっており、外出を控える理由として、自身の身体機能の状況が大きく影響していることがうかがえます。



⑤外出時の移動手段

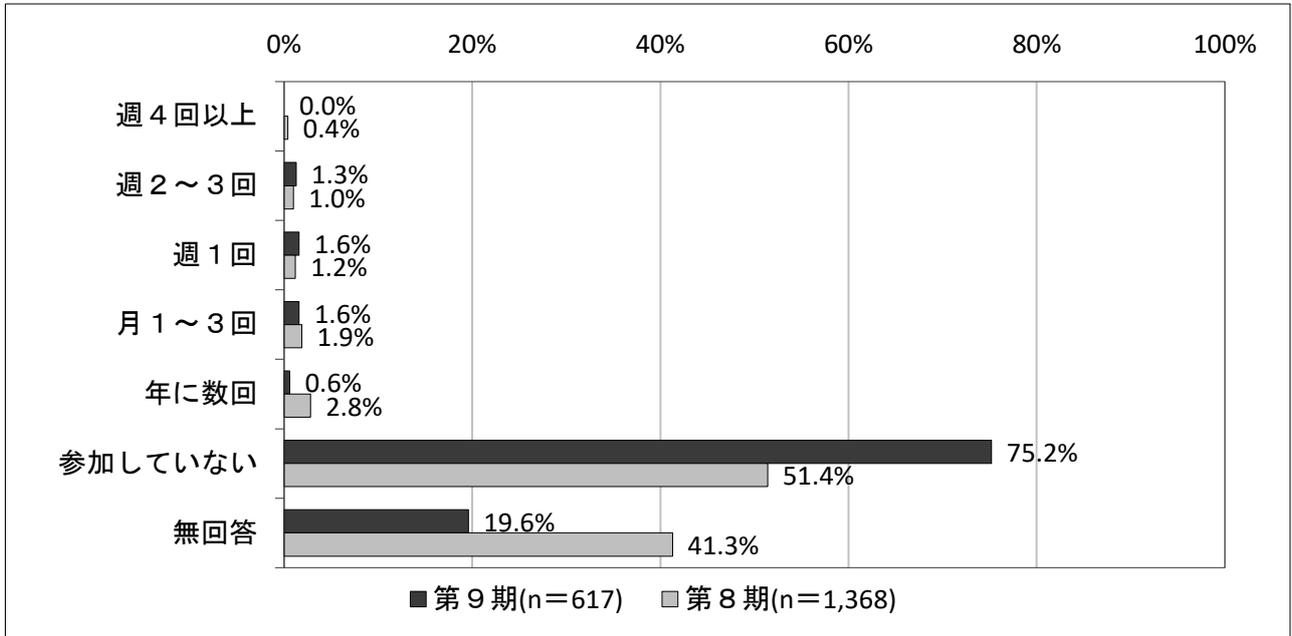
外出時の移動手段については、「自動車(自分で運転)」の割合が最も高く68.4%となっています。次いで、「自動車(人に乗せてもらう)」が26.1%、「徒歩」が23.2%となっており、外出にあたっては自動車が不可欠になっていることがうかがえます。



■ 第9期(n=617) □ 第8期(n=1,368)

⑥介護予防のための通いの場への参加状況

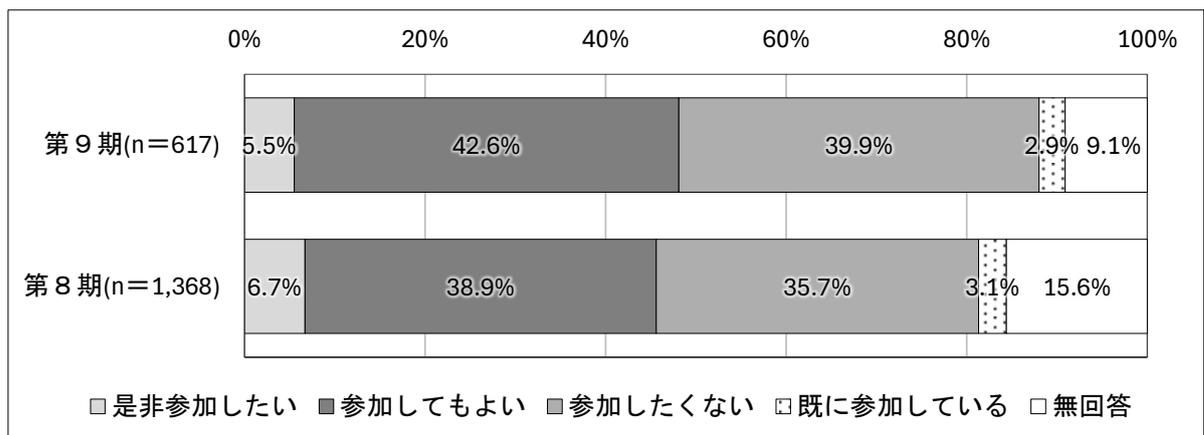
介護予防のための通いの場への参加状況については、「参加していない」が 75.2%となっています。参加している方の頻度をみると、「週 1 回」が 1.6%、「月 1～3 回」が 1.6%、「週 2～3 回」が 1.3%となっており、日常的に参加している方の割合は低くなっています。



※小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が 100%にならない場合があります。

⑦参加者として地域活動へ参加する意向

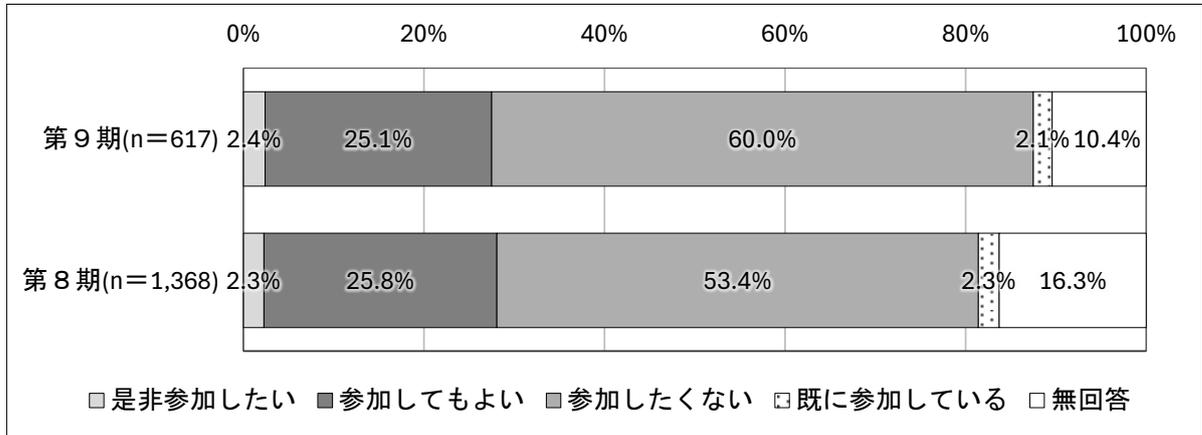
参加者として地域活動(健康づくり活動や趣味等のグループ活動等)へ参加する意向については、「是非参加したい」が 5.5%、「参加してもよい」が 42.6%で、回答者の約半数が参加意向を有しています。一方、「参加したくない」も 39.9%となっています。



※小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が 100%にならない場合があります。

⑧企画・運営・お世話役として地域活動へ参加する意向

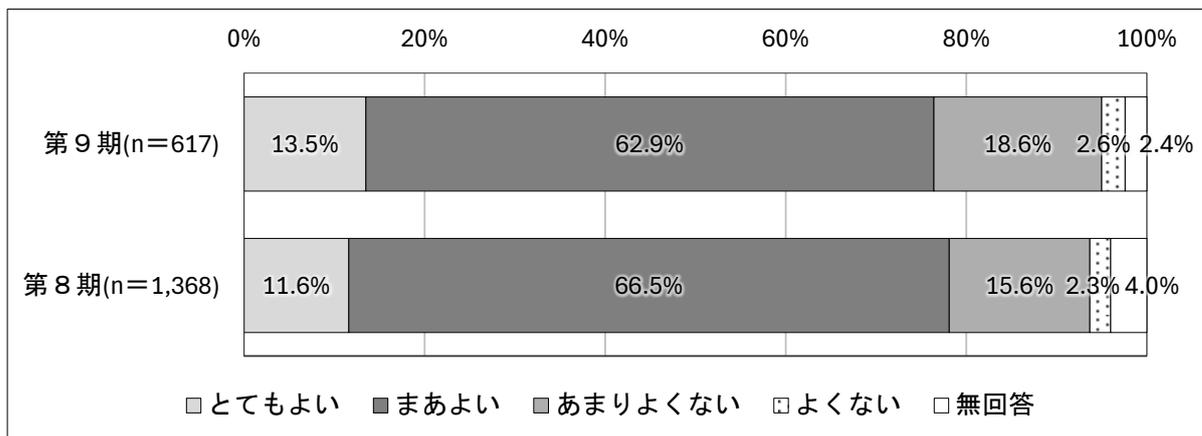
企画・運営・お世話役として地域活動(健康づくり活動や趣味等のグループ活動等)へ参加する意向については、「参加したくない」が 60.0%となっています。企画・運営・お世話役としての参加意向を持つ方は、「参加してもよい」が 25.1%、「是非参加したい」が 2.4%で、3割弱の方が前向きな回答をしています。



※小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が 100%にならない場合があります。

⑨健康状態

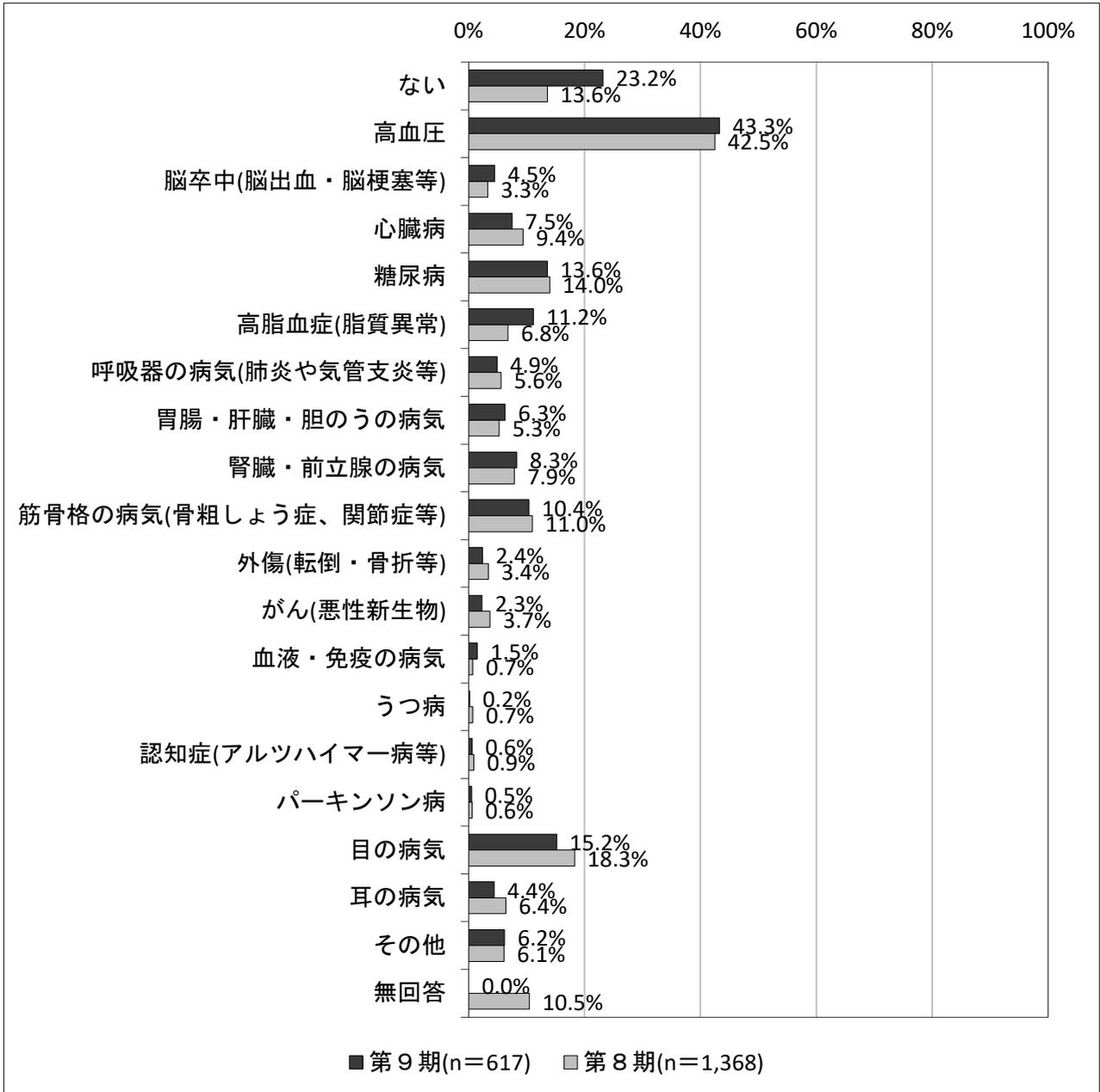
健康状態については、「とてもよい」が 13.5%、「まあよい」が 62.9%で、回答者の7割強は、健康状態が良いと回答しています。一方、「あまりよくない」は 18.6%、「よくない」が 2.6%を合わせると、約2割の方は健康に不安を抱えている状態となっています。



※小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が 100%にならない場合があります。

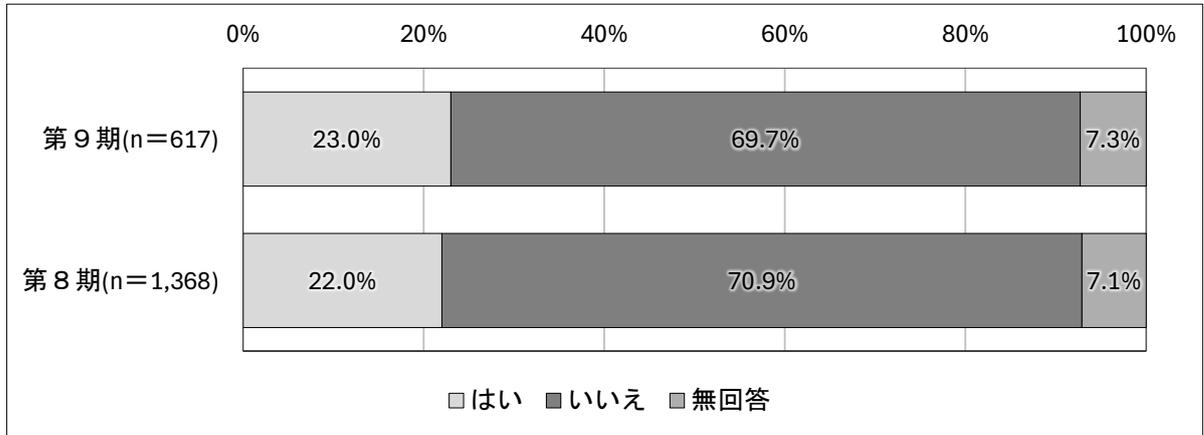
⑩現在治療中、または後遺症のある病気

現在治療中、または後遺症のある病気については、「高血圧」の割合が最も高く 43.3%、次いで、「ない」が 23.2%、「目の病気」が 15.2%となっています。



⑪認知症の相談窓口の認知度

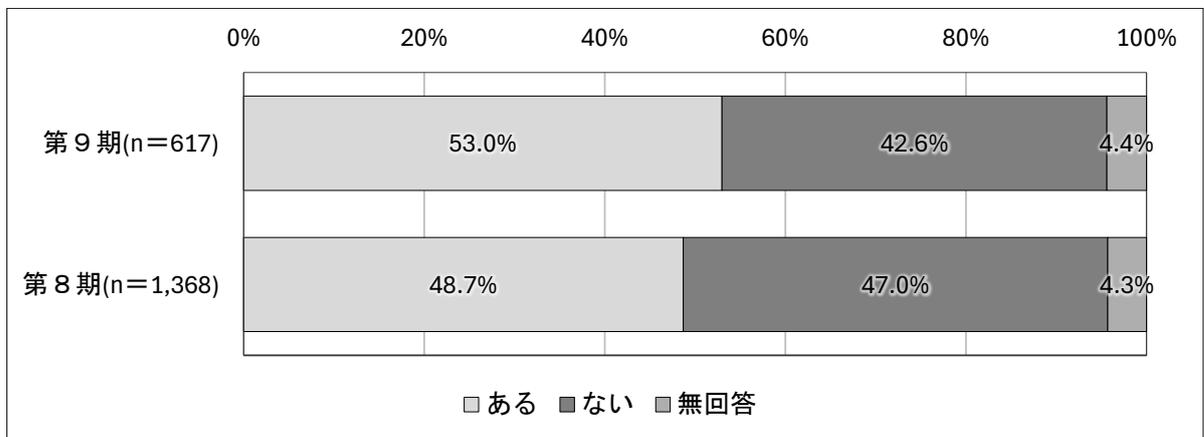
認知症の相談窓口の認知度については、「はい(知っている)」が 23.0%、「いいえ(知らない)」が 69.7%で、相談窓口の認知度が低くなっています。



※小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が 100%にならない場合があります。

⑫日中一人でいることの有無

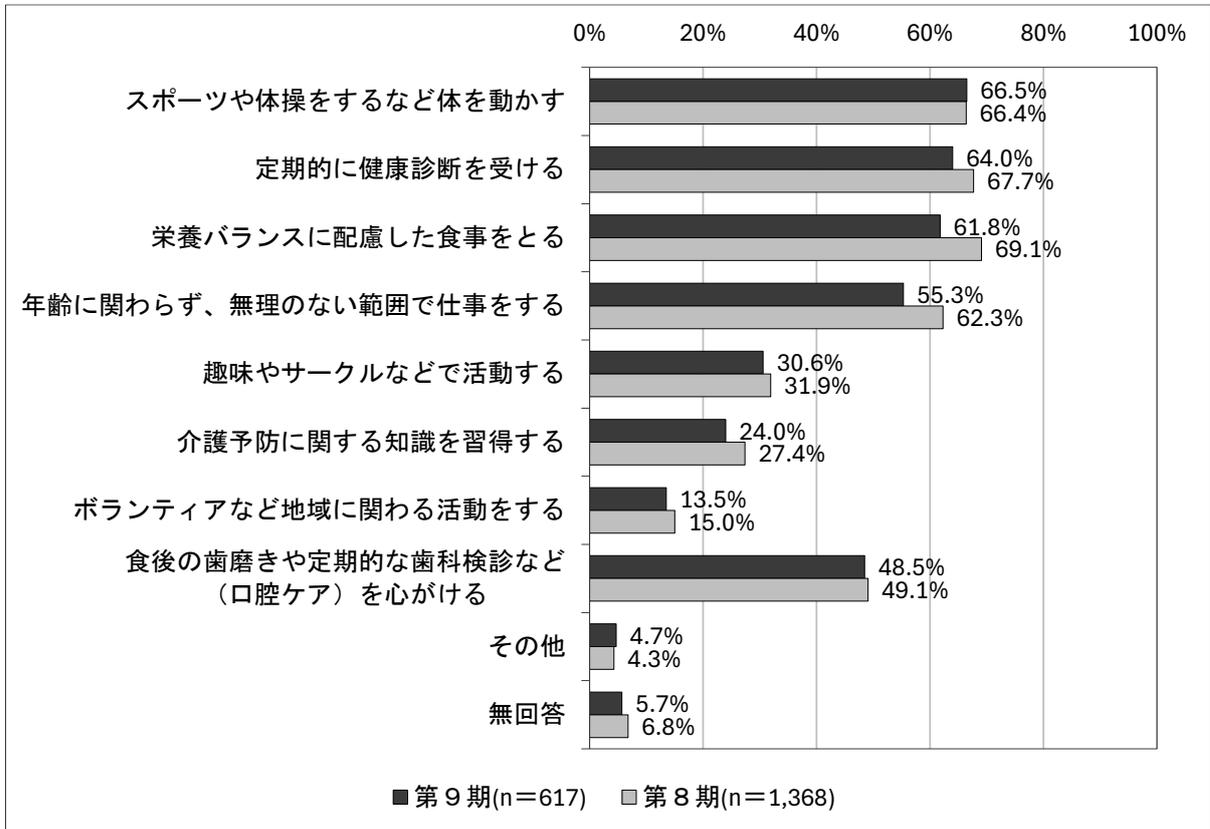
日中一人でいることの有無についてみると、第8期の調査から増加しており、第9期では回答者の半数を超えています。



※小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が 100%にならない場合があります。

⑬介護が必要にならないために必要なこと

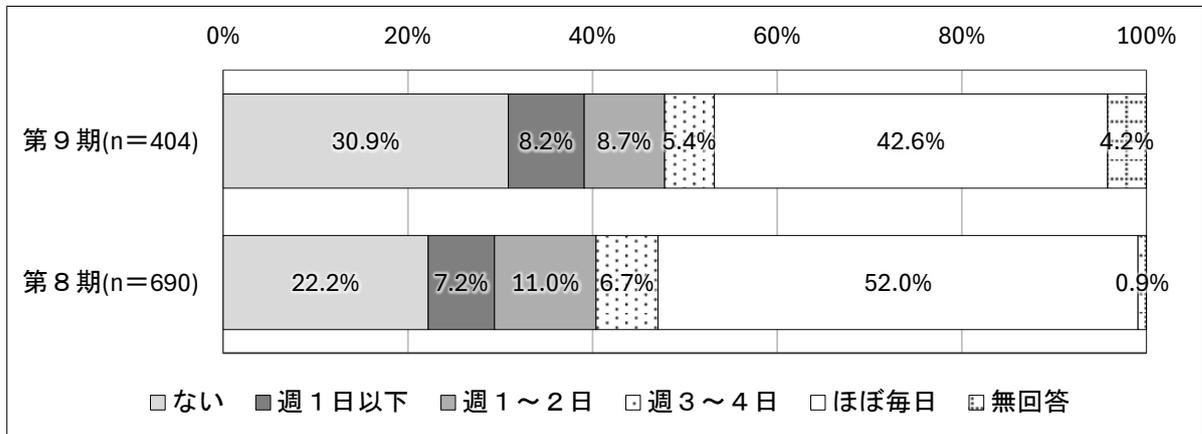
介護が必要にならないために必要なことについては、「スポーツや体操をするなど体を動かす」、「定期的に健康診断を受ける」、「栄養バランスに配慮した食事をとる」、「年齢に関わらず、無理のない範囲で仕事をする」が多くなっています。



(3)在宅介護実態調査結果(抜粋)

①家族等による介護の頻度

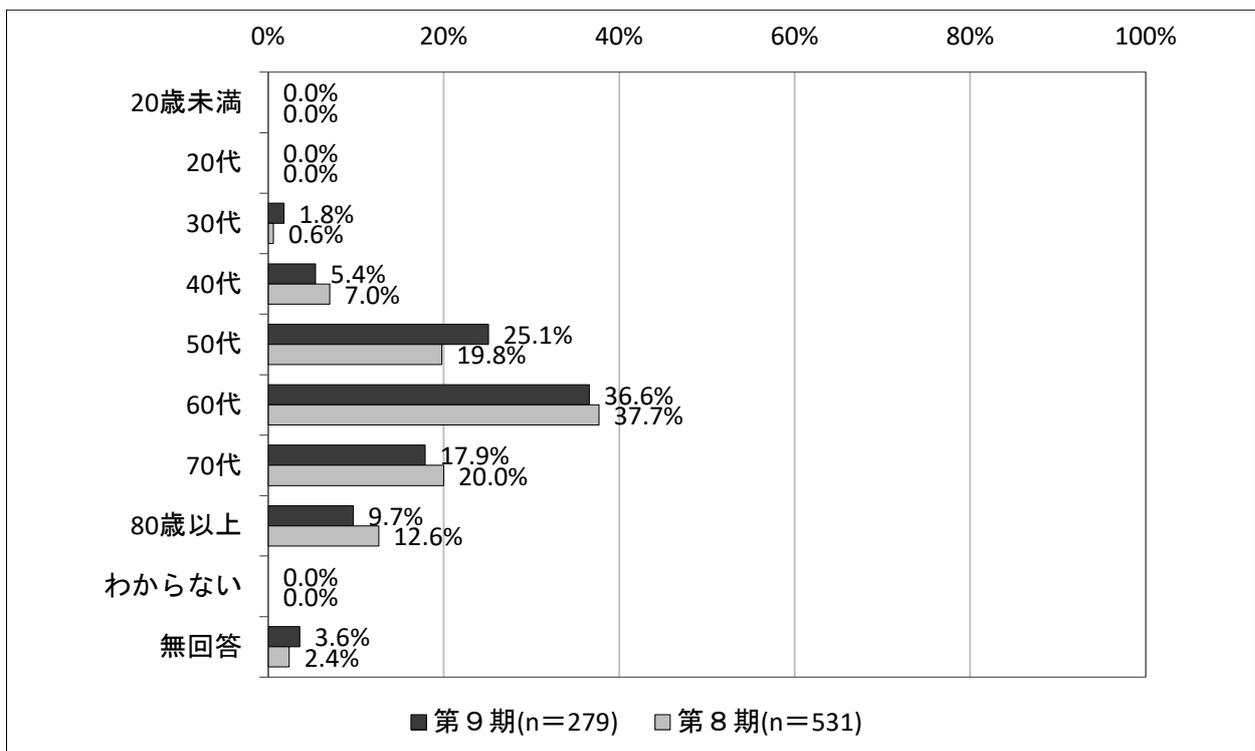
家族等による介護の頻度は、「ほぼ毎日」の割合が最も高く 42.6%となっており、在宅での介護が始まると、多くの方がほぼ毎日介護をしている状況にあることがうかがえます。



※小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

②主な介護者の年齢

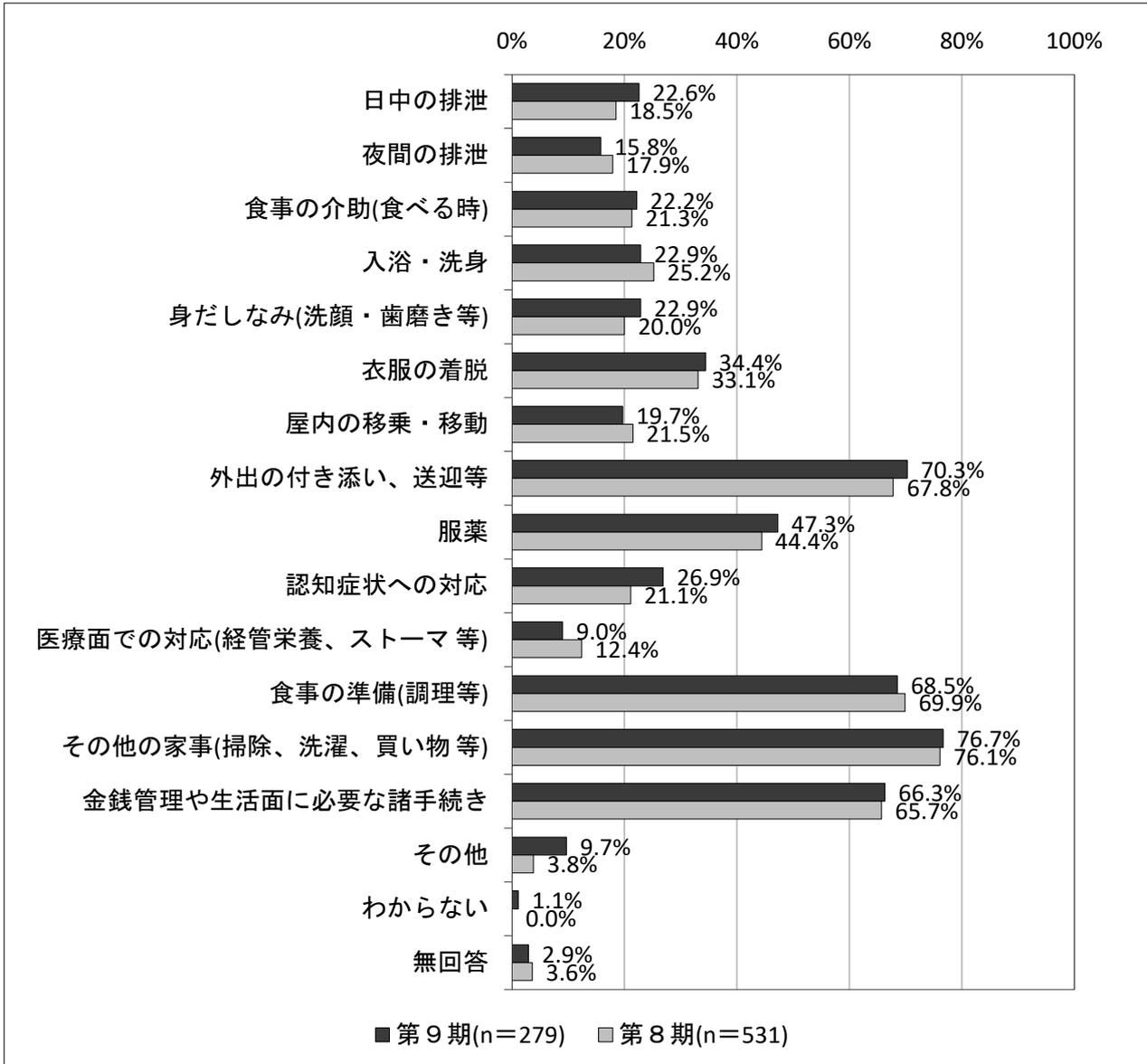
主な介護者の年齢については、「60代」が最も高く36.6%、次いで「50代」が25.1%、「70代」が17.9%となっており、60代以上の割合が約8割と高くなっており、老老介護の状況になっていると考えられます。



※小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

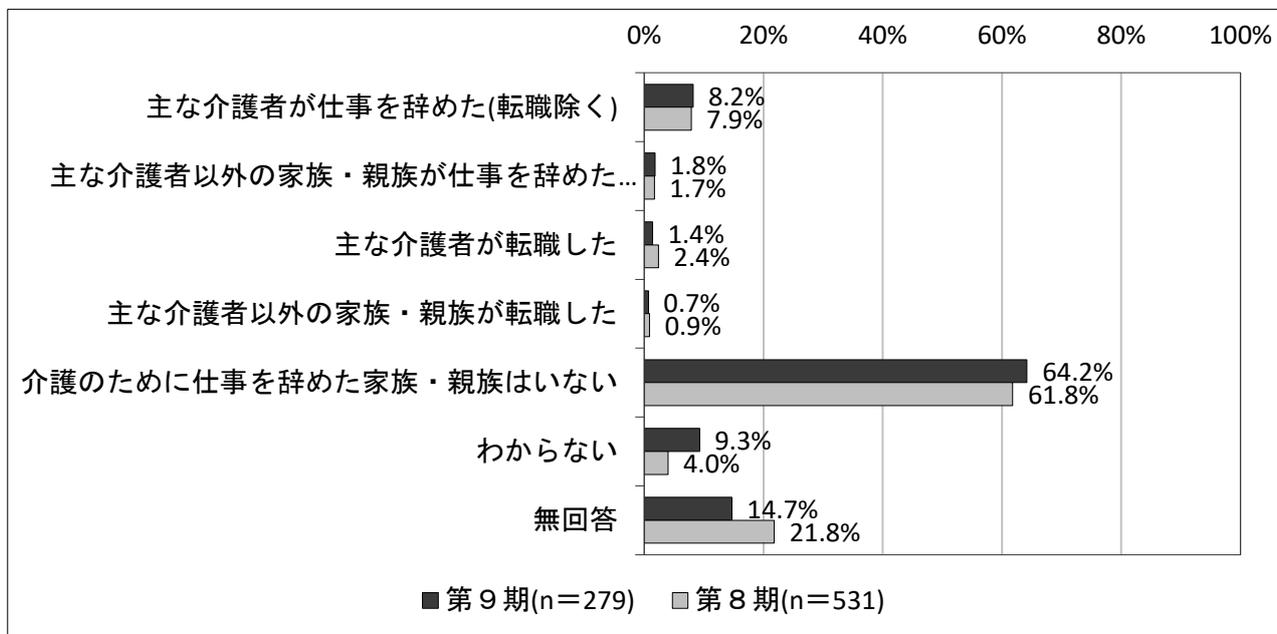
③主な介護者が行っている介護

主な介護者が行っている介護については、「その他の家事(掃除、洗濯、買い物等)」の割合が最も高く76.7%となっています。次いで、「外出の付き添い、送迎等」が70.3%、「食事の準備(調理等)」が68.5%となっており、日常生活における生活面での支援が主な介護となっている状況がうかがえます。



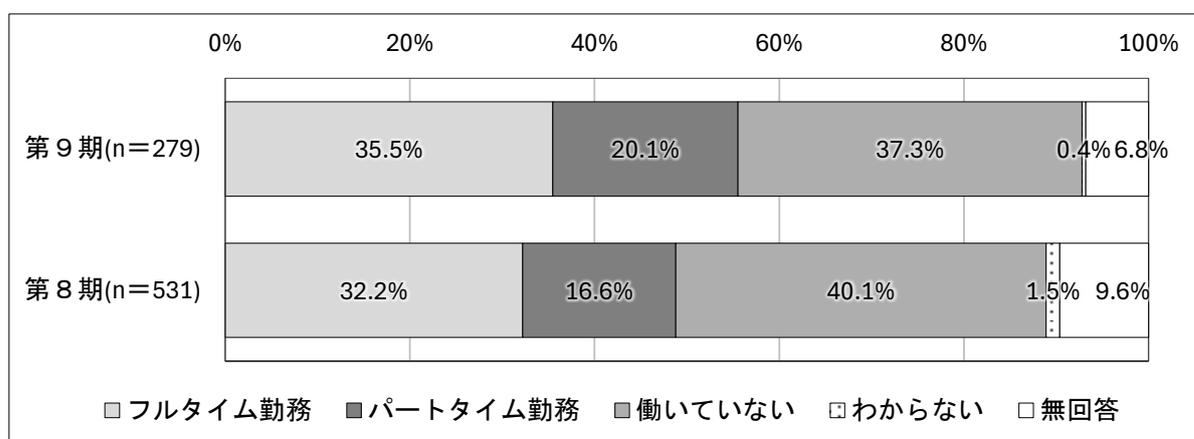
④介護のための離職等の状況

介護のための離職等の状況については、「介護のために仕事を辞めた家族・親族はいない」の割合が最も高く 64.2%となっていますが、「主な介護者が仕事を辞めた(転職除く)」も 8.2%あり、介護が原因で離職したケースが見られます。また、「わからない」も 9.3%となっており、仕事をしながら介護をするための支援が必要と考えられます。



⑤介護者の就労状況

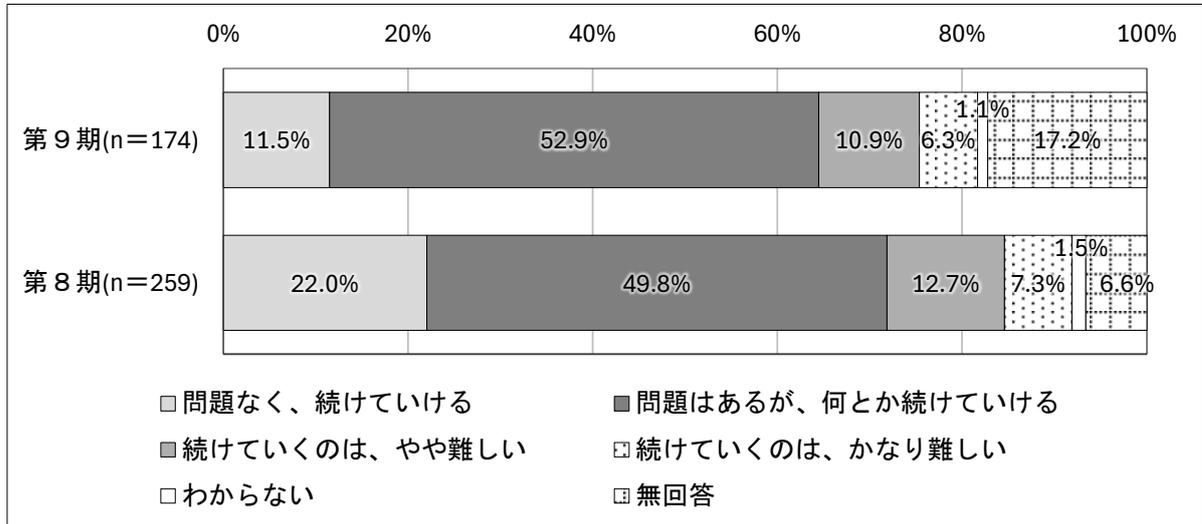
介護者の就労状況については、「働いていない」が 37.3%となっています。次いで、「フルタイム勤務」が 35.5%、「パートタイム勤務」が 20.1%となっており、半数が働きながら介護をしている状況です。



※小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が 100%にならない場合があります。

⑥働きながら介護を続けていけるか

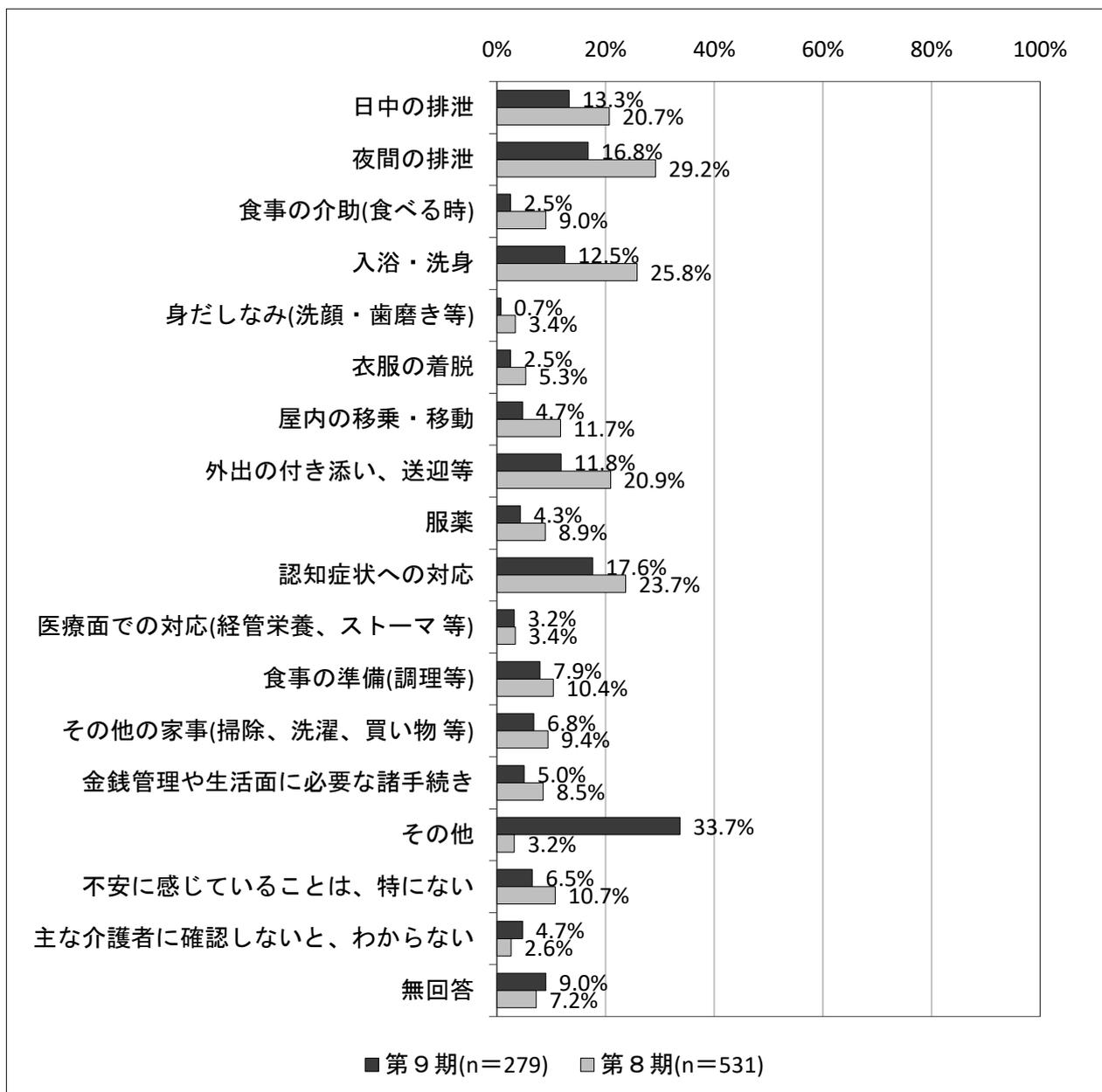
働きながら介護を続けていけるかについては「問題なく、続けていける」が 11.5%、「問題はあるが、何とか続けていける」が 52.9%で、約6割の方が仕事を続けることが可能と回答しています。一方で、「続けていくのは、やや難しい」が 10.9%、「続けていくのは、かなり難しい」が 6.3%あり、仕事と介護の両立については、介護者の約5人に1人が難しい状況にあることがうかがえます。



※小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

⑦今後の在宅生活の継続に向けて、主な介護者が不安に感じる介護

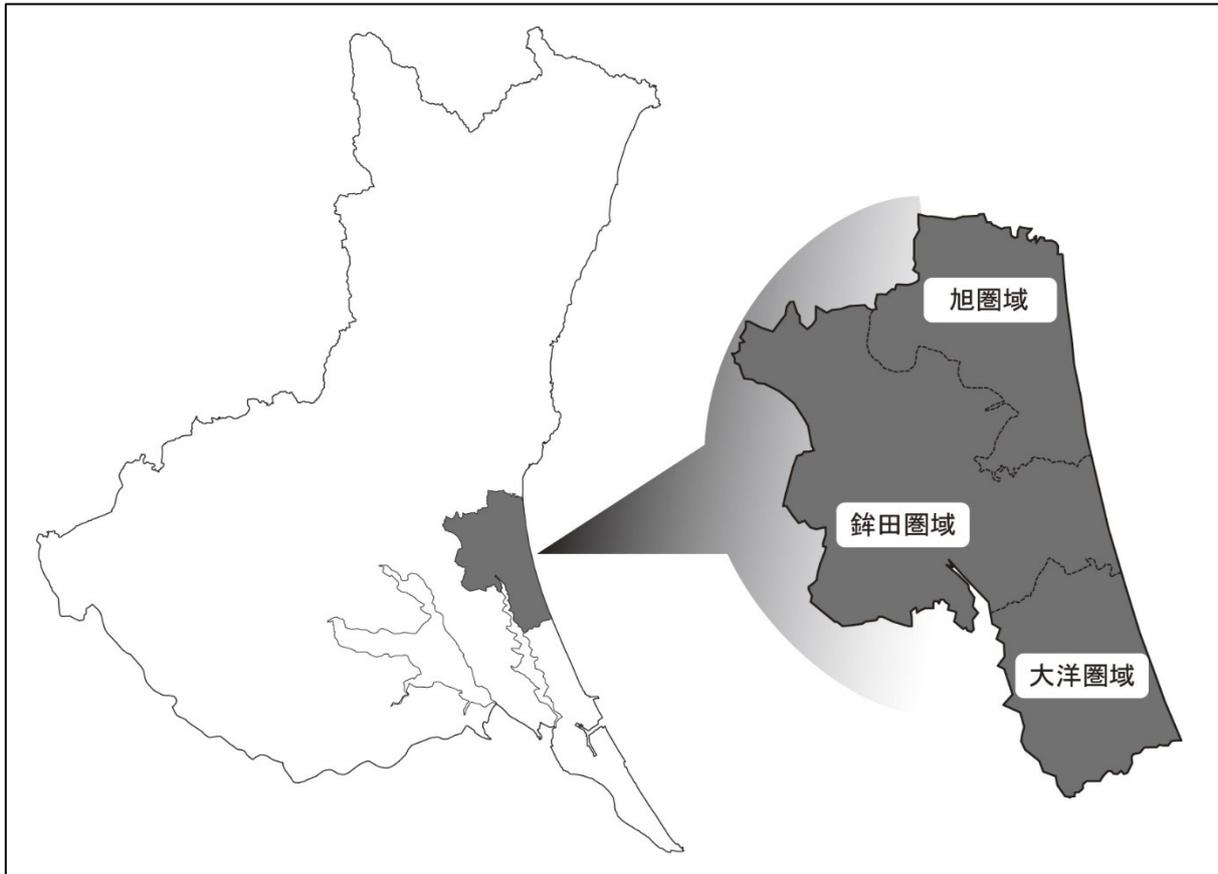
今後の在宅生活の継続に向けて、主な介護者が不安に感じる介護については、「認知症状への対応」が17.6%、「夜間の排泄」が16.8%と多くなっています。



6 日常生活圏域の設定

日常生活圏域の設定は、地理的条件、人口、交通事情等の社会的要因と、介護保険給付対象サービスを提供するための施設の整備状況等を総合的に勘案して、合併前の行政単位である、旭、鉾田、大洋を基本にします。

【日常生活圏域図】



【日常生活圏域ごとの現状】

単位：人、%

区分	旭圏域	鉾田圏域	大洋圏域	合計
総人口	10,980	24,970	10,991	46,941
年少人口	1,062	2,419	800	4,281
生産年齢人口	6,609	14,267	5,414	26,290
高齢者人口	3,309	8,284	4,777	16,370
高齢化率	30.1	33.2	43.5	34.9

資料：住民基本台帳(令和5年10月1日現在)

7 高齢者を巡る課題

◆課題－1 人口減少と高齢化の進行を考慮した地域包括ケアシステムの構築

本市では、人口減少と高齢化が進んでいます。総人口については、生産年齢人口や年少人口の減少がみられている一方で、高齢者数は横ばいとなっており、高齢化率は令和5年時点で34.9%となっています。第9期事業計画の基本指針においては、地域共生社会の実現に向け、地域包括ケアシステムの深化・推進を図る必要性が示されていますが、生産年齢人口や年少人口の減少は、将来的に高齢者の見守りなどの担い手確保を困難にする要因ともなることから、高齢者の参加による地域包括ケアシステムの構築など、本市の将来人口を踏まえた高齢者支援のあり方を検討する必要があります。

◆課題－2 後期高齢者数の増加を見据えた介護保険サービスの提供

本市の高齢者の状況を見ると、高齢者数は平成30年以降微増を続けるも概ね横ばいの状況です。前期高齢者と後期高齢者の内訳については、前期高齢者は、令和3年をピークとして減少に転じている一方で、後期高齢者は増加に転じており、今後もこの傾向は続くと考えられます。

このような後期高齢者の増加により、介護保険サービスのニーズが増加することが見込まれるとともに、医療と介護の連携が一層重要になると考えられ、長期的な介護保険サービスの確保が必要となります。

◆課題－3 高齢者が地域や社会に参加する機会の創出

高齢者が健康でいきいきとした生活をできるようにするためには、地域や社会との関わりを維持する必要があります。ニーズ調査においては、生きがいがあると回答している方が52.0%となっている一方で、思いつかないという回答も38.1%となっており、就業や趣味、運動・スポーツ、ボランティア活動等、介護分野以外の施策と連携しながら、高齢者が地域や社会と関わる機会を提供する必要があります。

◆課題－4 健康を維持し自立して暮らすことを支援する仕組みづくり

人生100年時代といわれる中で、高齢者においても健康で自立した生活が長く送れるようにすることが求められています。そのため、生活習慣病の予防、運動能力の維持など、健康づくりや介護予防の取り組みを充実するとともに、医療と介護の連携を強化する必要があります。

◆課題－5 認知症予防と高齢者の権利擁護への対応

認知症施策にあっては、国の基本指針(大臣告示)において、その施策の充実・強化が求められています。認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、早期発見、進行の抑制、権利擁護などの充実とともに、認知症に対する理解を醸成する必要がありますが、ニーズ調査では、認知症に関する相談窓口の認知度は2割程度となっており、認知症の予防や支援等についての啓発を強化する必要があります。

また、認知症を発症したあとも、高齢者が自身の望む形での暮らしが維持できるよう、家族や地域での支援体制の整備、権利擁護の周知など、認知症高齢者を支える環境づくりに取り組む必要があります。

◆課題－6 介護を行う家族に対する支援

高齢者が自宅で暮らし続けるためには、家族による介護が不可欠となります。一方で、日常生活全般にわたる介護は、介護をする側の大きな負担でもあり、介護疲れや介護ストレス、介護離職を招く要因ともなり、家族による虐待を招くことも懸念されます。そのため、在宅での介護を選択する高齢者や家族に対し、適切な医療・介護サービスを提供するとともに、介護に関する不安や悩みに対する相談支援が必要です。

1 基本理念

本市では、今後も高齢者人口は減少に転じるものの、総人口の減少と後期高齢者の増加が見込まれます。このような中で、国の基本指針に示された、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの深化・推進、介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を進めるためには、高齢者の介護予防の充実・強化、地域全体で介護を支える仕組みづくりが不可欠となります。

そのため、高齢者に対しては、主体的に健康の維持や介護予防に取り組む意識、生きがいづくりの醸成を図るとともに、高齢者を支える家族の支援、地域において高齢者を見守る仕組みづくりを推進します。

また、高齢者がいつまでも地域や社会に参加し、自らが介護の担い手となり、支える側と支えられる側という枠を超えた地域共生社会づくりを目指すこととし、本計画の基本理念を次のように設定します。

【基本理念】

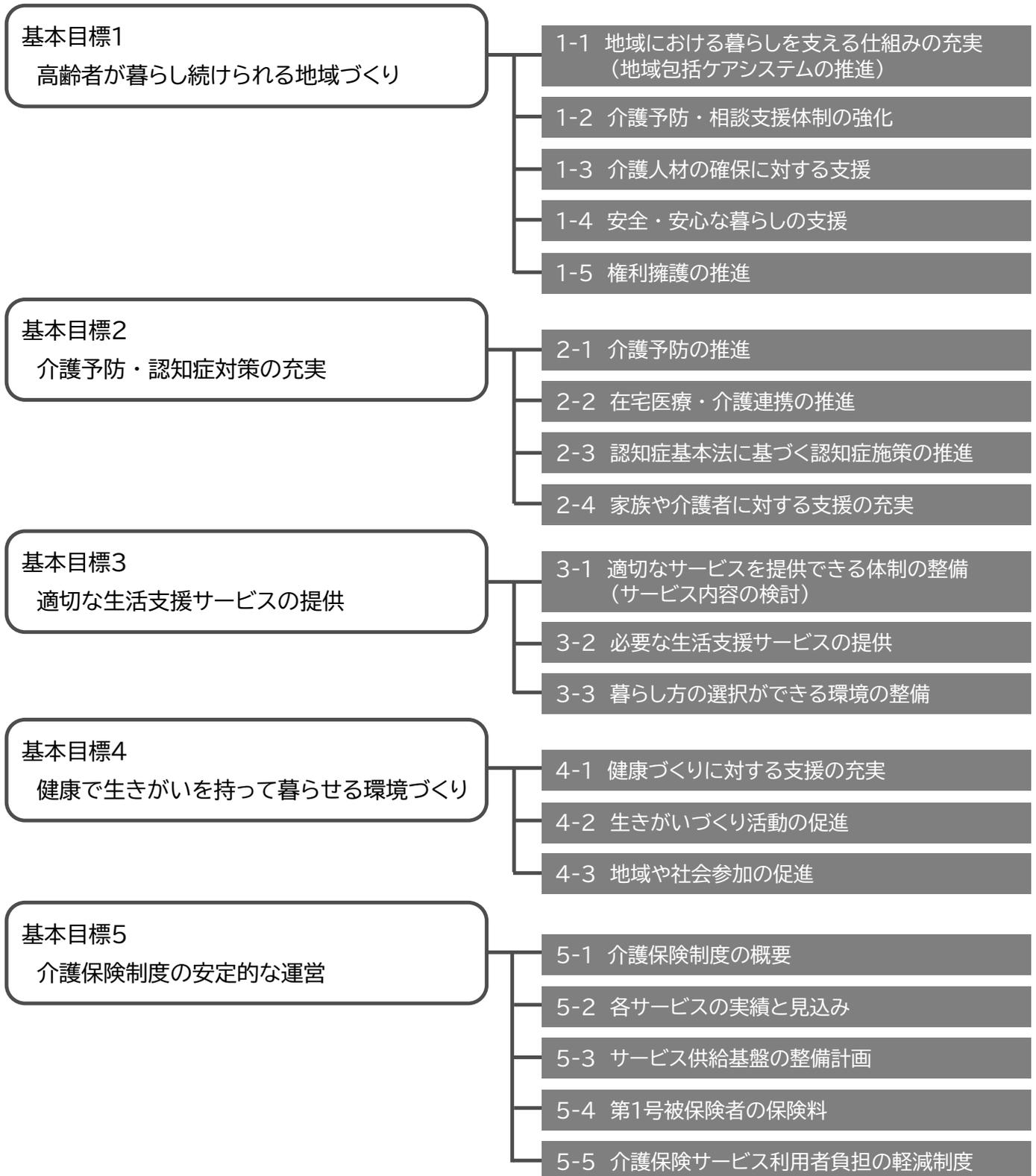
健康で生きがいを持ちながら暮らし、
安心できる介護サービスが提供される地域づくり
～高齢者が主体的に関わる地域共生社会づくりを目指して～

【基本目標】

「健康で生きがいを持ちながら暮らし、安心できる介護サービスが提供される地域づくり」を推進するため、次の5つの基本目標に基づき施策を展開します。

- 基本目標1 高齢者が暮らし続けられる地域づくり
- 基本目標2 介護予防・認知症対策の充実
- 基本目標3 適切な生活支援サービスの提供
- 基本目標4 健康で生きがいを持って暮らせる環境づくり
- 基本目標5 介護保険制度の安定的な運営

【施策の体系】



2 施策の展開

■基本目標1 高齢者が暮らし続けられる地域づくり

1-1 地域における暮らしを支える仕組みの充実(地域包括ケアシステムの推進)

現 状	<p>○本市では、「銚田市地域包括支援センター」において、地域で暮らす高齢者を、介護、福祉、保健、医療など様々な面から総合的に支援しています。</p> <p>○また、「在宅介護支援センター」を各圏域に設置し、65歳以上の要支援高齢者若しくは要支援となるおそれのある高齢者や家族等に対し、福祉全般のサービスの相談・支援を行っています。</p> <p>○現在、「銚田市地域包括支援センター」と「在宅介護支援センター」で全市の相談支援を行っていますが、高齢者や介護に関する相談内容が多様化する中で、地域包括支援センターの充実・強化を検討する必要があります。</p>
今後の方向性	<p>○地域共生社会を実現するため、地域包括ケアシステムの深化・推進を図ることが求められています。地域包括支援センターの状況をみると、相談件数の増加とともに、相談内容の複雑化・複合化が進んでおり、介護分野だけでなく、医療、障害、子ども等の分野との連携が不可欠となっています。また、地域包括支援センターや介護支援に対する情報へのアクセスが困難な方もみられることから、地域包括支援センター機能の充実に取り組みます。</p>
サービス・事業	<p>(1)総合相談の充実／地域包括支援センター</p> <p>(2)ワンストップ窓口の整備／地域包括支援センター</p> <p>(3)包括的・継続的ケアマネジメント事業／地域包括支援センター</p> <p>(4)地域包括支援センターの増設／地域包括支援センター</p>

(1)総合相談の充実／地域包括支援センター

- 高齢者や家族、近隣に暮らす高齢者の介護に関する悩みや問題などに対する身近な相談の窓口として、在宅介護支援センターを拠点に、介護保険に関する情報提供、適切な介護サービスの利用等に係わる支援を行います。また、寄せられる相談件数も多くなることが予想されることから、在宅介護支援センターを含めた関係機関と情報共有化を徹底するとともに、連携強化に取り組みます。

◆在宅介護支援センター相談件数 実績及び目標値(件/年)

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実績	実績	見込	目標値	目標値	目標値
1,893	1,618	2,100	2,200	2,300	2,400

(2)ワンストップ窓口の整備／地域包括支援センター

- 高齢者や介護に関する相談の利便性を高めるため、関係機関との連携強化を図るとともに、相談業務にあたる人員の確保と資質向上に努めます。

◆地域包括支援センター相談件数 実績及び目標値(件／年)

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実績	実績	見込	目標値	目標値	目標値
1,256	1,203	1,250	1,250	1,250	1,250

(3)包括的・継続的ケアマネジメント事業／地域包括支援センター

- 高齢者に対する支援、地域の介護支援専門員に対する支援や指導を行うとともに、適切なサービスが継続的に利用できるよう、主治医や関係機関との連携を強化し、高齢者の自立や生活の質の向上を目指したケアマネジメントの実現に取り組みます。
- 高齢者の自立を支援するため、地域に不足する介護支援専門員の確保・育成を推進するため、関係機関を含め具体的な取組みについて検討します。

(4)地域包括支援センターの増設／地域包括支援センター

- 高齢者や介護に関する相談支援体制を強化するため、人員の確保に努めるとともに、新たな地域包括支援センターを増設します。

◆地域包括支援センター増設数 実績及び目標値(箇所)

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実績	実績	見込	目標値	目標値	目標値
－	1	－	1	－	－

1-2 介護予防・相談支援体制の強化

現 状	○高齢者や介護の課題が多様化・複雑化する中で、本市においても、市内での連携体制の充実・強化を進めています。特に高齢者の介護においては、居住する地域の特性や家族構成などが異なることから、それぞれのケースに対応することが求められています。
今後の方向性	○高齢者や家族に対して効果的な対応を行えるよう、介護、医療をはじめとする関係部署での連携強化を図るとともに、職員の資質向上に取り組みます。
サービス・事業	(1)生活支援体制整備事業 (2)地域ケア会議

(1)生活支援体制整備事業／地域包括支援センター

- 地域の実情に応じた生活支援サービスを担う主体として、生活支援コーディネーターと連携を図りながら、地域の課題を分析し、「協議体」のネットワークを活かした、住民主体の新たな生活支援サービスの提供に努めます。

(2)地域ケア会議／地域包括支援センター

- 地域ケア会議は、多職種が協働して個別ケースの事例検討を行う会議であり、本市の地域課題について、地域の支援者や専門家の視点を交えて、適切なサービスにつなげていない高齢者の支援や、地域で活動する介護支援専門員に対する支援を行っており、引き続き、地域課題の発見やケアマネジメントの向上を図る組織として、会議体の充実を図ります。

◆地域ケア会議開催回数 実績及び目標値(回/年)

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実績	実績	見込	目標値	目標値	目標値
4	6	6	6	6	6

1-3 介護人材の確保に対する支援

現 状	○介護人材の確保は、介護保険サービスを提供する基礎ですが、人口減少や少子化等に伴い、介護人材確保が課題となっています。
今後の方向性	○介護人材の確保に向け、介護サービスを提供する施設に対する支援を強化するとともに、人材確保に向けた広域的な連携についても検討する必要があります。
サービス・事業	(1)介護職員の処遇改善の取得支援 (2)介護支援専門員のスキルアップの推進等 (3)多様な人材の確保・育成支援 (4)離職防止・定着促進、生産性の向上支援 (5)介護職の魅力向上支援

(1)介護職員の処遇改善の取得支援

- 介護職員の賃金向上のため、介護報酬を加算して支給する制度の活用について、事業所に対し、取得支援の制度説明や加算取得要件整備支援、書面指導などを行います。

(2)介護支援専門員のスキルアップの推進等

- 包括的かつ継続的なケアマネジメントの実践に取り組むため、地域包括支援センターを中心として、地域の介護支援専門員同士の連携強化を図るとともに、介護現場での事例や情報の共有、職務上の悩みなどに対するケアを行います。また、不足する介護支援専門員の育成、負担軽減につながる施策等について、地域の介護支援専門員とともに検討を進めます。

(3)多様な人材の確保・育成支援

- 茨城県が実施する 60 歳以上の人材を確保し施設へ派遣する「チャレンジ・シニア事業」や、外国籍の介護従事者に対し日本語研修や介護スキルの研修を提供する「ビギナーズ研修」等の事業について、事業所に周知し活用を促します。
- 地域住民や離職者などに対しては、ボランティア登録制度の周知を図り、地域福祉への参加促進に努めます。

(4)離職防止・定着促進、生産性の向上支援

- 介護職員の負担軽減ため、地域医療介護総合確保基金を活用し、介護ロボットの導入を支援します。また、事務負担軽減のため、同基金を活用した介護ソフトやタブレット端末の導入を支援し、ICT（情報通信技術）活用を推進します。
- 働きやすい職場づくりに向け、ハラスメント対策などを含めた必要な対策を講じるとともに、キャリアアップに対する支援、メンタルヘルス対策など、意欲を持って働ける環境づくりを目指します。

(5)介護職の魅力向上支援

- 学生やその保護者、進路指導担当者等への介護の仕事の理解促進を図るため、冊子の配布や体験型講座などを関係機関と連携し、介護職の魅力を発信します。

1-4 安全・安心な暮らしの支援

現 状	○近年、地球温暖化に伴う降水量の増加による浸水被害や、大規模な震災など、様々な自然災害が多発しています。一方で、本市においては、人口減少や高齢化が進むとともに、共働き世帯の増加、ライフスタイルの変化などから、地域を支える担い手が不足している状況となっており、これまで地域の助け合いを担ってきた地域コミュニティの希薄化が進んでいます。
今後の方向性	○地域共生社会の実現に向け、支える側、支えられる側という関係でなく、お互い様という意識を醸成し、安全・安心な暮らしの実現に取り組む必要があります。
サービス・事業	(1)災害リスクの周知、災害・防災情報の伝達、避難所の確保 (2)災害時避難行動要支援者避難支援プラン (3)緊急通報システム (4)避難環境の整備 (5)暮らしの安全の確保

(1)災害リスクの周知、災害・防災情報の伝達、避難所の確保／危機管理課・社会福祉課

- 災害リスクについての周知を行うため、ハザードマップ等の更新・配布を進めるとともに、災害・防災・避難所情報を確実に伝えるため、情報の受け手となる市民の状況に合わせた伝達手段の多様化を推進します。
- また、災害の発生が予測される時や災害発生時において、避難を必要とする人を収容するため、引き続き避難所の整備を進めます。

(2)災害時避難行動要支援者避難支援プラン／社会福祉課

- 災害時避難行動要支援者避難支援プランに基づき、地域と一体となった地域住民の「共助」を基本とした支援体制の構築に取り組みます。また災害に対する認識や知識の啓発及び災害時避難行動要支援者避難支援プランの登録率の向上に努めます。

◆災害時避難行動要支援者避難支援プラン登録率 実績及び目標値(%)

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実績	実績	見込	目標値	目標値	目標値
45.1	64.1	65.0	67.0	69.0	71.0

(3) 緊急通報システム／介護保険課

- ひとり暮らしの高齢者の緊急時に対応するため、希望者で必要と認めただ方に対し、緊急時にボタンを押すことで、消防署に連絡される緊急通報システムを貸与しています。

◆緊急通報システム新規設置件数 実績及び目標値(件／年)

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実績	実績	見込	目標値	目標値	目標値
17	11	23	15	15	15

(4) 避難環境の整備／介護保険課・危機管理課・社会福祉課

- 「地域防災計画」等に基づき、災害時における自力避難が困難な高齢者の安全確保を図るとともに、介護事業所等での災害時や感染症の対策に必要な設備等の整備の促進に努めます。また、介護事業所等における災害対策や感染症に係る計画等の策定、訓練等の実施や必要な物資の備蓄・調達状況を定期的に確認し、関係機関と連携した取組を進めます。

(5) 暮らしの安全の確保

- 高齢者が安全・安心して暮らせるよう、交通安全や防犯、特殊詐欺の防止など、日常生活における安全の確保について、関連施策と連携した取り組みを推進します。

1-5 権利擁護の推進

現 状	○高齢者や高齢者のみ世帯の増加に伴い、契約行為や財産管理が難しくなるケースが増加しています。認知症などによって判断能力が低下した方も、引き続き、住み慣れた自宅や地域で自立した生活を送ることができるよう支援する必要があります。
今後の方向性	○ひとりで判断することが難しくなっている高齢者の権利を擁護するため、成年後見制度や日常生活自立支援事業の活用を推進するとともに、関係部署と連携しながら消費者保護に取り組みます。
サービス・事業	(1)成年後見制度の活用促進 (2)消費者啓発 (3)高齢者の権利擁護

(1)成年後見制度の活用促進／地域包括支援センター・社会福祉課

- 成年後見制度の利用促進に向け、関連する部署と連携を図りながら、高齢者本人や家族に対する分かりやすい周知に取り組むとともに、制度の活用を希望する方が、速やかに相談できる体制の充実を図り、成年後見制度の利用促進に取り組みます。

◆成年後見制度市長申立件数 実績及び目標値(件/年)

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実績	実績	見込	目標値	目標値	目標値
7	2	9	8	8	8

(2)消費者啓発／商工観光課

- 近年、パソコンやスマートフォンなどの情報端末、電子マネーの普及等に伴い、高齢者の消費者トラブルが増加していることから、このようなトラブルの未然防止に向けた情報提供、トラブルについての相談・支援体制の充実を図ります。

◆市消費生活センター相談件数 実績及び目標値(件/年)

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実績	実績	見込	目標値	目標値	目標値
182	189	190	200	210	220

(3) 高齢者の権利擁護／地域包括支援センター

- 高齢者が安心して暮らせるよう、高齢者の権利擁護に関する啓発を強化します。また、虐待の早期発見・把握に取り組むとともに、支援が必要と判断される高齢者には、日常生活自立支援事業や措置入所などの諸制度を活用し支援します。

◆権利擁護に関わる相談件数 実績及び目標値(件／年)

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実績	実績	見込	目標値	目標値	目標値
21	13	15	15	15	15

■基本目標2 介護予防・認知症対策の充実

2-1 介護予防の推進

現 状	○高齢者が住み慣れた地域や自宅で、いつまでも自分らしく、いきいきと生活していくために、健康の維持・向上や生活改善のための事業等を行っています。
今後の方向性	○高齢者が要介護状態となることの予防や要介護状態等の軽減もしくは悪化を防止し、また日常生活の活動の向上や家庭や社会への参加を促すことにより、一人ひとりの生きがいの支援や、QOL(生活の質)の向上を目指し、各事業の継続とより多くの市民が参加できるよう周知及び体制づくりを目指します。 ○高齢者の転倒予防・生活活動動作の維持、精神面の健康づくり、寝たきり予防等を支援するため、循環器系機能の強化、筋力の維持向上を目的として介護予防トレーニング等及び介護予防に資する基本的な知識の普及啓発を行い、介護予防・重度化防止を推進します。
サービス・事業	(1)介護予防把握事業 (2)介護予防に係る普及啓発 (3)地域リハビリテーション活動支援事業

(1)介護予防把握事業／地域包括支援センター

- 介護機関等から収集した情報等を活用し、何らかの支援を要する方を早期に把握し、必要な介護予防サービスへつなげる支援を行います。

(2)介護予防に係る普及啓発／地域包括支援センター

- 介護予防や認知症等に関するパンフレットを活用した街頭での啓発活動、広報紙やホームページ等での情報提供を行います。

(3)地域リハビリテーション活動支援事業／地域包括支援センター

- 地域における介護予防の取組を機能強化するため、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民主体の通いの場へのリハビリテーション専門職等の関与を促進します。

◆地域リハビリテーション活動支援事業実施数 実績及び目標値(回/年)

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実績	実績	見込	目標値	目標値	目標値
1	5	5	5	5	5

2-2 在宅医療・介護連携の推進

現 状	○本市では、高齢者のいる世帯が増加しています。高齢者においては、医療と介護の両方を必要とする方も多いことから、今後、包括的かつ継続的な在宅医療・介護が重要になると考えられます。
今後の方向性	○医療・介護に携わる主体の連携を強化し、多職種協働により、在宅医療・介護を一体的に提供できる体制づくりに取り組みます。 ○多職種協働の推進においては、茨城県や医師会、介護に関わる事業所等の連携を強化し、切れ目のない支援の提供を目指します。
サービス・事業	(1)在宅医療・介護連携推進協議会 (2)多職種合同研修会 (3)作業部会

(1)在宅医療・介護連携推進協議会／地域包括支援センター

- 医療と介護の切れ目のない仕組みづくりの構築に向け、医療・介護・福祉等に関わる様々な職種との連携・情報共有を強化し、高齢者が住み慣れた地域で生活が続けられるよう協議・検討に取り組みます。

(2)多職種合同研修会／地域包括支援センター

- 医療・介護・福祉等関係者が利用者の自立した日常生活を支えるため、各分野の連携強化や課題の共有を図る機会として研修会等を開催し、全ての関係者が果たすべき役割の共有と質の向上に努めます。

(3)作業部会／地域包括支援センター

- 介護事業所や医療機関の連携により、切れ目なくサービスが受けられる体制を整備するため、医療・介護の関係者(実務者)が参加し、現状の把握と共有、課題の分析、情報共有のルール作りなどに取り組みます。

2-3 認知症基本法に基づく認知症施策の推進

<p>現 状</p>	<p>○第9期計画においては、認知症への対応が重要となっており、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域や自宅で暮らし続けることができる環境づくりが必要です。認知症については、早期診断・早期対応が重要であり、地域包括支援センターでの相談・支援機能の充実、認知症の方や家族への支援等に取り組む必要があります。</p>
<p>今後の方向性</p>	<p>○認知症については、今後、増加することが考えられ、予防と対策がこれまで以上に重要になることから、住み慣れた地域や自宅で暮らし続けることができる環境づくりに向け、啓発、予防、対策を切れ目なく提供する体制づくりを行います。</p>
<p>サービス・事業</p>	<p>(1)認知症に係る啓発の強化 (2)認知症総合支援事業 (3)認知症初期集中支援チーム (4)認知症地域支援推進員 (5)認知症サポーターの養成 (6)認知症カフェの開催 (7)徘徊高齢者見守り支援の充実</p>

(1)認知症に係る啓発の強化／地域包括支援センター

- 認知症に対して早期に対応するためには、認知症の早期発見とともに、専門的視点から治療や支援体制を構築する必要がありますが、認知症についての理解が十分浸透していないことから、高齢者や家族、市民に向けた啓発活動を強化します。

(2)認知症総合支援事業／地域包括支援センター

- 認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域の良い環境で暮らし続けられるよう、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援事業」及び、認知症の容態の変化に応じ、必要な医療・介護及び生活支援サービス等につなげる「認知症地域支援・ケア向上事業」の取り組みを推進します。

(3)認知症初期集中支援チーム／地域包括支援センター

- 認知症初期集中支援チームは、集中的な支援が必要と思われる方に対し、訪問・観察・評価を行うとともに、認知症に関する正しい情報の提供等の心理的サポートや助言等を行い、早期に専門医療機関の受診や自立した生活のサポートにつながるよう支援を行う組織で、質の確保と安定的な運営に努めます。

◆認知症初期集中支援チーム依頼件数 実績及び目標値(件/年)

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実績	実績	見込	目標値	目標値	目標値
5	5	5	5	5	5

(4)認知症地域支援推進員/地域包括支援センター

- 認知症地域支援推進員は、地域の中で認知症の方の支援を行う医療機関や介護サービス事業所等とのネットワークの構築・連携支援、認知症の方やその家族の支援ネットワークの構築を担っており、認知症ケアパスの見直しや認知症カフェの開設のほか、認知症初期集中支援チームと連携し、認知症の早期診断・早期対応、介護者支援に向けたネットワークの充実に取り組んでおり、引き続き、地域に根差した認知症施策を展開します。

(5)認知症サポーターの養成/地域包括支援センター

- 認知症サポーターは、地域や職域において認知症の方や家族を支える役割を担う主体であることから、引き続き、認知症サポーターの養成に取り組めます。さらに、認知症サポーターの量的な拡大を図ることに加え、今後は養成するだけでなく、できる範囲で手助けを行うという活動の任意性を維持しつつ、ステップアップ講座を受講した認知症サポーター等が支援チームを作り、認知症の人やその家族の支援ニーズに合った具体的な支援につなげる仕組み(チームオレンジ)を地域ごとに構築していきます。

◆認知症サポーター養成人数 実績及び目標値(延人数/年)

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実績	実績	見込	目標値	目標値	目標値
315	348	380	380	380	380

(6)認知症カフェの開催/地域包括支援センター

- 認知症カフェは、認知症の人やその家族が地域の人や専門員と相互に情報を共有し、お互いに理解し合う機会であるとともに、認知症の人の介護者の心理的負担を軽減するため悩みを相談できる場でもあります。また、地域住民の方の居場所、認知症の人を支えるつながりづくりを支援する場でもあることから、認知症の人とその家族にやさしい地域づくりの拠点として、介護事業所等の協力を得ながら開催します。

◆認知症カフェ参加者数 実績及び目標値(延人数/年)

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実績	実績	見込	目標値	目標値	目標値
34	30	100	100	100	100

(7) 徘徊高齢者見守り支援等の充実／地域包括支援センター

○ 徘徊高齢者の安全確保と介護者が安心して介護することができるよう、位置検索システムの利用に要する初期費用の一部を助成する「徘徊高齢者家族支援事業」や、徘徊している高齢者に対する声かけや身元確認を容易に行える見守りシールの交付を行っています。今後、支援の充実を図るため、地域や事業者との連携や情報技術の活用を推進します。

また、地域住民と接することの多い事業所や団体等との見守り協定の締結を進め、見守り体制の構築と強化を図ります。

◆見守りシール新規交付者数 実績及び目標値(人数／年)

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実績	実績	見込	目標値	目標値	目標値
8	8	4	6	6	6

【銚田市認知症施策推進計画】

1 計画策定の趣旨と位置づけ

(1) 計画策定の趣旨

国は、認知症の人を含めた国民一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会の実現を推進することを目的として、令和5年6月に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法(以下「認知症基本法」といいます。)」を制定しました。

将来を見据えると、今後さらに高齢者人口の変化や高齢化の進展に伴う認知症高齢者など認知症になる人の増加が見込まれています。団塊の世代が後期高齢者となる2025年問題を目前に控え、本市では認知症の人を取り巻く環境や生活課題等の変化を捉えた認知症政策を総合的かつ計画的に推進していくことを目的として策定するものです。

(2) 計画の位置づけ及び計画期間

この計画は、認知症基本法の第13条に基づく市町村認知症政策推進計画として位置づけるものです。また計画の期間は、銚田市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画など、他の関連する計画における各政策と連携しながら一体的に推進する必要があることから、令和6年度から令和8年度までとします。

2 計画の基本方針

【基本方針】

認知症になってもいつまでも住み慣れた銚田市で尊厳と希望を持って自分らしく暮らし続けられるよう、認知症の人やその家族に寄り添い、その声に耳を傾け、一人ひとりが個性と能力を十分に発揮し、相互に支え合う地域共生社会の実現に向けた取り組みを進めます。

【基本目標】

■基本目標1 正しい理解を深めるための普及啓発を図ります

- (1) 当事者・家族等からの情報発信の支援
- (2) 認知症への正しい理解の啓発
- (3) 本人の意思決定の支援

■基本目標2 早期発見・早期対応を支える体制を整えます

- (1) 認知症相談体制の強化
- (2) 認知症予防の推進
- (3) 支援者連携の推進
- (4) 医療体制の整備

■基本目標3 認知症の人にやさしいまちづくりを推進します

- (1) 地域での安心安全な暮らしを支える基盤の整備
- (2) 本人・家族等が主体的に参加できる場づくり
- (3) ケアラー支援
- (4) 他機関協働で支える地域づくり
- (5) 支援者の活動の促進

3 主な取組

■基本目標1 正しい理解を深めるための普及啓発を図ります

【現状と課題】

国が令和元年(2019年)6月に取りまとめた「認知症政策推進大綱」によれば、わが国において令和7年度には軽度認知障害も含め65歳以上の5人に1人が認知症になると見込まれています。

認知症は誰もがなりうるものであり、家族や身近な人が認知症になること等を含め、多くの人にとって身近なものとなっています。認知症の人やその家族が住み慣れた地域でその人らしく暮らし続けるためには、認知症への理解を深める必要があります。また、認知症の人やその家族の人の意思が尊重され、その人らしく、かつ認知症の有無に関わらず誰もが地域で共生し暮らし続けられるよう取り組みを一層続けていく必要があります。

【主な取組】

(1) 当事者・家族等からの情報発信の支援

認知症の人とその家族の声を受け止め必要なサービスや資源を開発していくために、認知症カフェ等への参加を通じて、その家族が抱える想いや生活課題などを発信できる機会を整えます。また、当事者等の声やその体験を広く市民へ周知するため、各種事業や多様な広報媒体を活用しながら情報発信を強化します。

<具体的な事業>

- ・認知症カフェ、認知症カフェでの本人ミーティング

(2) 認知症への正しい理解の啓発

市民等に対する認知症への正しい理解を深めるため、学童期からの認知症サポーター養成講座の実施、世界アルツハイマー月間などにおけるリーフレットの配布等の広報、認知症フォーラム等の開催等各種事業と連携した普及啓発に取り組みます。また、地域団体や市内事業者に対する普及啓発の強化に取り組み、認知症になっても本人が望む生活を続けられる環境形成につなげていきます。

<具体的な事業>

- ・認知症サポーター養成講座
- ・世界アルツハイマー月間、イベント等での普及啓発
- ・認知症フォーラム
- ・ケアパスの作成

(3) 本人の意思決定の支援

普及啓発事業等を通じて、認知症になる前からの将来の医療やケア等に関する本人の意思確認を促す機会を確保し、認知症になっても日常生活において自らの意思が尊重されるよう支援を進めます。

また、「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」を踏まえ、家族を含めた認知症の人を支援する人が本人の意思決定を支援できるよう情報提供を行い、支援の質の向上を図ります。

■基本目標2 早期発見・早期対応を支える体制を整えます

【現状と課題】

認知症は、早期発見・早期対応によって、症状の進行・悪化を大きく抑制できる可能性が示唆されています。しかしながら、症状に気づきにくく、早期に発見することが非常に難しい状況にあります。こうした中、症状が進行、悪化してしまうと買い物や移動、雇用や趣味活動など日常生活にも課題が生じ、様々な場面で外出や交流の機会が減り、孤立しがちになるという実態があります。こうしたことから、軽度認知障害(MCI)の段階で発見し、早期の対応や認知症の発症を防ぐ取組の充実が求められています。

認知症に関する相談体制の充実は、認知症の人やその家族支援への大切な基盤であり、地域包括支援センター等の認知症の相談窓口の周知、支援者の対応力の向上、医療や介護など多様な関係機関との連携が必要不可欠です。

【主な取組】

(1) 認知症相談体制の強化

認知症サポート医・認知症疾患医療センター等専門医や認知症初期集中支援チームと連携しながら、相談体制を強化していきます。また、ICT活用により認知機能の簡易チェックができる体制を整え、気軽に相談できる機会を提供していきます。

<具体的な事業>

- ・認知症初期集中チーム支援
- ・あたまの健康チェック

(2) 認知症予防の推進

認知力アップ講座の開催や各種事業と連携し予防行動がとれるよう情報発信を強化します。

<具体的な事業>

- ・認知力アップ講座

(3) 支援者連携の推進

認知症の人の地域生活を支えるため、医療・介護・生活支援サービスなどの支援機関における地域ネットワークづくりを推進し、保健・医療・福祉・介護など多職種による支援体制を整備します。

<具体的な事業>

- ・認知症地域支援推進員
- ・在宅医療介護連携推進会議での共有・検討

(4) 医療体制の整備

認知症疾患医療センターや認知症サポート医などかかりつけ医と関係機関が連携することができるよう、医療と介護の資源が有効に活用できる体制を整えます。

<具体的な事業>

- ・認知症初期集中支援チーム

■基本目標3 認知症の人にやさしいまちづくりを推進します

【現状と課題】

認知症の人を介護する家族は、進行していく認知症への不安や心配事など気持ちが休まる時間がありません。介護者によっては相談のみならず、気持ちを誰かに話したいと思っても、話す相手がない、外出する時間がないなど制約がある人も多くおり、こうしたことにより介護者自身の気持ちの落ち込みにもつながってしまう状況にあります。介護者の心の安定が、認知症の人の生活にも影響を及ぼすこともあることから、認知症当事者のみならず、介護者にも寄り添った支援を充実していく必要があります。

認知症の人にやさしいまちづくりを進めるために、本人やその家族に寄り添い、その声を拾い、必要な政策につなげていく必要があります。そのためにも市のみならず、市民や事業者、関係団体等との連携を深める取り組みを推進していく必要があります。

【主な取組】

(1)地域での安心安全な暮らしを支える基盤の整備

地域での安心・安全な暮らしを支えるため、徘徊高齢者支援サービスの提供を図るとともに地域における見守り・支え合い活動を推進します。

<具体的な事業>

- ・「見守りシール」の配布
- ・位置検索システムの利用に要する初期費用の一部助成：「徘徊高齢者家族支援事業」

(2)本人・家族等が主体的に参加できる場づくり

認知症カフェやサロンなど通いの場の確保、認知症の有無に関わらず参加しやすい地域事業・イベント等の展開に向けて地域団体等の支援を進めていきます。

<具体的な事業>

- ・認知症カフェ

(3)ケアラー支援

認知症の人を支える家族に対し、認知症の症状やその対処方法について正しい知識や情報を伝えるとともに、介護の負担軽減を図るため家族介護教室を実施します。また、地域において認知症の人やその家族の孤立を防ぐため、サロンなど集いの機会や通いの場を通じて、当事者同士が気軽に情報交換できる身近な地域の拠点・場への参加を促します。

<具体的な事業>

- ・認知症カフェ
- ・家族介護教室

(4)他機関協働で支える地域づくり

地域団体、民間事業者、教育機関などと連携した地域での見守りを充実させるため、他機関協働で支える地域づくりを進めます。

<具体的な事業>

- ・見守りネットワーク事業及びICTを活用した見守り活動の重層化

(5)支援者の活動の促進

支援者の活動をさらに発展させるため、認知症サポーターや認知症サポートリーダーが活動できる場の創出に取り組むとともに、支援者が支援したいと考える人とその活動をマッチングさせる仕組みづくりを進めます。

<具体的な事業>

- ・チームオレンジ(令和7年度より)
- ・認知症サポーター ステップアップ講座の開催

2-4 家族や介護者に対する支援の充実

現 状	○在宅での介護は、同居する家族や介護を行う人の大きな負担となるものであり、介護離職や家族による虐待の要因になるだけでなく、近年ではヤングケアラー問題も注目されており、適切な支援を提供する必要があります。
今後の方向性	○介護をする方に対し、介護の方法や介護に関する知識の習得を推進します。 ○介護をする方の不安や悩みに対する相談を行うとともに、介護を行う者同士の情報交換や交流機会の提供等の支援を行います。
サービス・事業	(1)家族介護教室事業 (2)在宅介護慰労金支給事業 (3)介護用品支給事業

(1)家族介護教室事業／地域包括支援センター

- 家族介護教室では、介護が必要な高齢者の家族及び近隣の援助者等を対象に、介護の方法や介護予防に関する知識並びに介護技術の習得のための講座を開催しています。知識や技術の効果的な習得に向け、介護者のニーズに対応した講座内容の充実を図るとともに、介護者同士の交流の促進にも配慮します。

◆家族介護教室事業参加者数 実績及び目標値(延人数/年)

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実績	実績	見込	目標値	目標値	目標値
0	18	130	130	130	130

(2)在宅介護慰労金支給事業／地域包括支援センター

- 在宅の高齢者を介護する方に在宅介護慰労金を支給し、介護の労苦に報いるとともに、高齢者への扶養意識の高揚を図るため、引き続き制度の周知に努めます。

(3)介護用品支給事業／介護保険課

- 在宅で、寝たきりの高齢者等を介護する方に対して、高齢者等の身体の衛生、清潔の保持及び介護者の経済的負担を軽減するため、介護用品(紙おむつ等)を支給する事業であり、引き続き制度の周知に努めます。

◆介護用品支給事業支給者数 実績及び目標値(延人数/年)

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実績	実績	見込	目標値	目標値	目標値
35	31	25	30	30	30

■基本目標3 適切な生活支援サービスの提供

3-1 適切なサービスを提供できる体制の整備(サービス内容の検討)

現 状	○高齢者が、住み慣れた地域や自宅で住み続けられるようにするため、生活や身の回りの支援、居住環境の改善、移動支援などの施策を講じています。
今後の方向性	○引き続き、高齢者が住み慣れた地域や自宅で安心して暮らすことができるよう、必要なサービスを提供する体制を確保するとともに、地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組み、地域や住民も交えた多様な支援体制づくりが必要です。
サービス・事業	(1)質の向上・業務の効率化 (2)介護給付費等の適正化

(1)質の向上・業務の効率化／介護保険課・事業所

①介護サービス事業所・施設の質の向上

- 介護サービス事業所や介護施設では、利用者の負担軽減、職員の負担軽減を図るため、職場環境の整備や業務の明確化、情報共有の工夫など業務改善に取り組みます。
- 市は寄せられた苦情や事故に関する情報を集約し、各事業所へ提供します。
- 事業所職員に対し、適時に適切な研修を実施し、サービスの質の向上を目指すよう指導を強化します。

②指導監督業務の効率化

- 市が指定権限を持つ地域密着型サービス事業所・居宅介護支援事業所などを主な対象として、事業所が適正に運営されるよう、実地指導を計画的に実施します。
- 指導監督業務の実施にあたっては、指導・確認項目の見直しや事業者負担の軽減など指導体制の効率化を進めるとともに、指導監督業務を通じて介護サービスの質の向上を目指します。

(2)介護給付費等の適正化／介護保険課

①ケアプランの点検、住宅改修等の点検

- 介護支援専門員が作成したケアプランの内容を保険者が点検することにより、過不足のないサービス提供を確保するとともに、不適切なサービス提供等の改善を図ります。
- 住宅改修費支給申請書及び福祉用具購入費支給申請書の申請内容の審査を行うとともに、申請者(本人、家族、介護支援専門員、住宅改修理由書作成者、工事業者など)に助言・指導を行い、その中で支給の必要性に疑義のあるものについては、実地調査を行い、給付の適正を図ります。

◆ケアプラン点検対象プラン数 実績及び目標値(件/年)

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実績	実績	実績見込	目標値	目標値	目標値
20	20	20	30	30	30

②医療情報との突合・縦覧点検

- 茨城県国民健康保険団体連合会により作成される医療情報との突合帳票、縦覧点検帳票を活用し、請求内容の点検を行い疑義のある請求について事業所に確認をすることで適正化に努めます。

③要介護認定の適正化

- 要介護認定調査は正確性・公平性が必要とされるほか調査員の十分な知識が不可欠となることから、認定調査に従事する者への積極的な研修参加等を促し、要介護認定調査等に必要な知識・技術の習得に努めます。

◆要介護認定調査員研修参加数 実績及び目標値(件/年)

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実績	実績	実績見込	目標値	目標値	目標値
1	1	1	2	2	2

3-2 必要な生活支援サービスの提供

現 状	○本市では、平成29年から介護予防・日常生活支援総合事業に移行しています。総合事業を構成する「介護予防・生活支援サービス事業」は、要支援認定を受ける前段階にある高齢者を積極的に支援することを目的としており、高齢者が要介護・要支援状態に至らず、自立した生活を維持できるよう支援します。
今後の方向性	○地域の実情にあったサービスの提供など、要支援・要介護状態になりにくくする取り組みを強化します。
サービス・事業	(1)訪問介護相当サービス (2)訪問型サービスC (3)通所介護相当サービス (4)介護予防ケアマネジメント

(1)訪問介護相当サービス／地域包括支援センター

- 今後、ますます利用者の増加が見込まれることから、適宜適切な身体介護や生活援助を行えるよう、市が指定する訪問介護事業所と連携し、専門職の資質向上を図るとともに、適正な人員の確保に努めます。

◆訪問介護相当サービス利用者数 実績及び目標値(延人数/年)

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実績	実績	見込	目標値	目標値	目標値
966	874	732	732	732	732

(2)訪問型サービスC／地域包括支援センター

- 高齢者がいつまでも自宅で生活できるよう、リハビリテーション専門職が居宅に訪問し、その利用者の生活機能に関する相談・指導、生活動作の改善、指導、助言等を行います。

(3)通所介護相当サービス／地域包括支援センター

- 要介護に至らぬよう、市が指定する通所介護事業所(デイサービスセンター等)と連携し、専門職資質の向上を図るとともに、適正な人員の確保に努めます。

◆通所介護相当サービス利用者数 実績及び目標値(延人数/年)

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実績	実績	見込	目標値	目標値	目標値
1,063	1,220	1,289	1,322	1,362	1,403

(4)介護予防ケアマネジメント／地域包括支援センター

- 利用者の心身の状況、置かれている環境、その他の状況に応じて、その選択に基づき、介護予防・生活支援サービスその他の適切な事業が包括的・効率的に提供されるよう地域包括支援センターを中心に専門的な視点から支援を行います。

◆介護予防ケアマネジメント利用者数 実績及び目標値(件／年)

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実績	実績	見込	目標値	目標値	目標値
1,190	1,246	1,308	1,373	1,442	1,514

3-3 暮らし方の選択ができる環境の整備

現 状	○介護が必要となった際に、自宅での生活とともに在宅介護の意向が高くなっていますが、介護状態や家族形態に対応した居住環境の整備に対する支援が必要であるとともに、自宅での生活や在宅介護が難しくなった際の支援体制も求められます。
今後の方向性	○介護を必要とされる方が、住み慣れた地域や自宅で生活を続けていくことを支援するため、自宅の改修や安全な生活環境の確保に向けた支援を講じます。また、自宅での生活や在宅での介護が難しくなった際の住まいや施設が確保されるよう介護保険サービスの整備を進めます。
サービス・事業	(1)高齢者世帯火災報知器給付事業 (2)愛の定期便事業 (3)居住空間の改善に対する支援 (4)住宅改修費申請理由書作成事業 (5)地域密着型サービス (6)生活管理指導短期宿泊事業 (7)生活管理指導員派遣事業 (8)養護老人ホームへの入所支援 (9)サービス付き高齢者向け住宅及び有料老人ホームの供給 (10)見守りネットワーク事業 (11)移動支援サービス (12)高齢者ごみ出し支援事業 (13)みんなで支え合いサービス事業 (14)生活環境の整備

(1)高齢者世帯火災報知器給付事業／介護保険課

○ 日常生活の安全確保のため、概ね70歳以上のひとり暮らし世帯等を対象として、火災報知器を給付する事業です。事業の周知とともに、利用者の声を把握し、制度の見直しについて検討を進めます。

◆高齢者世帯火災報知器設置件数 実績及び目標値(件／年)

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実績	実績	見込	目標値	目標値	目標値
3	7	10	10	10	10

(2)愛の定期便事業／介護保険課

○ ひとり暮らしの高齢者等を対象として、乳製品等の配布と安否確認を行う事業です。ひとり暮らし高齢者等の増加も予想されることから、周知の徹底を図ります。

◆愛の定期利用者数 実績及び目標値(件/年)

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実績	実績	見込	目標値	目標値	目標値
9	11	20	20	20	20

(3)居住空間の改善に対する支援/介護保険課

- 日常生活における危険性の排除と、住みやすさの向上を図るため、住宅改修に関するパンフレットを配布しつつ、住宅内の段差の解消や手すりの設置等についての支援を行う事業です。引き続き、生活環境向上に向けて、周知の徹底を図ります。

(4)住宅改修費申請理由書作成事業/介護保険課

- 担当の介護支援専門員がない利用者に対し、住宅改修費申請理由書の作成業務を行った方に補助金を交付します。引き続き、制度の周知を行います。

(5)地域密着型サービス/介護保険課

- 住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、利用者の病状、心身の状況、希望や環境を踏まえ、複数のサービスを柔軟に組み合わせることにより、療養上の管理のもとで適切なサービスが行える環境づくりに取り組みます。

(6)生活管理指導短期宿泊事業/介護保険課

- 基本的な生活習慣の欠如により、疾病以外の理由で体調不良な状態に陥ったひとり暮らしの高齢者等(介護保険法の給付対象者とならない高齢者)に対し、養護老人ホーム等における生活指導の支援を目的とする短期宿泊を行っています。引き続き、制度の周知に努めます。

◆生活管理指導短期宿泊事業利用者数 実績及び目標値(延人数/年)

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実績	実績	見込	目標値	目標値	目標値
11	7	14	5	5	5

(7)生活管理指導員派遣事業/地域包括支援センター

- ひとり暮らし、または高齢者世帯で身体が虚弱なために対人関係が成立せず、社会生活を営むことが困難な高齢者に対し、居宅へ生活指導員を派遣し日常生活に関する指導及び支援を行い、自立した生活の継続を可能にするとともに、要介護状態になることを予防するサービスを提供しています。引き続き、制度の周知に努めます。

(8) 養護老人ホームへの入所支援／介護保険課

- 概ね65歳以上の人で、身体上もしくは精神上または環境上の理由及び経済的理由により、在宅で生活することが困難な高齢者の養護老人ホームへの入所措置を行っています。また、緊急時に速やかな対応が図れるよう、関係機関と連携強化に努めています。

◆養護老人ホーム新規入所者数 実績及び目標値(人／年)

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実績	実績	見込	目標値	目標値	目標値
4	1	8	5	5	5

(9) サービス付き高齢者向け住宅及び有料老人ホームの供給／介護保険課

- サービス付き高齢者向け住宅は、1戸あたりの床面積が原則25㎡以上でバリアフリー構造を持ち、日中は専門職員が常駐し入居者の安否確認と生活相談を行うことが義務付けられている住宅です。また、有料老人ホームは、入居の高齢者に対して、「入浴・排せつ・食事の介護」、「食事の提供」、「洗濯・掃除等の家事」または「健康管理」のいずれかを提供する施設です。市民からの問い合わせに対し、情報の提供が行える体制を強化します。

(10) 見守りネットワーク事業／介護保険課

- 誰もが住み慣れた地域で安心して生活できるよう、民間事業者等と連携し地域で暮らす高齢者等の見守りを行う体制を構築しています。引き続き、地域の関係機関や事業所等の協力を得ながら事業拡大に努めます。また、情報の共有化や見守り活動の効率化を図るため、情報技術(ICT)の活用についても検討します。

(11) 移動支援サービス／まちづくり推進課

- 高齢者の買い物や通院における移動手段として、デマンド型乗合タクシー「ほこまる号」を運行しています。高齢化の進展に伴い、今後、ますます移動に支障を来す高齢者の増加が見込まれることから、高齢者の抱える課題や地域の特性を考慮のうえ、必要な移動支援施策について検討します。

◆デマンドタクシー「ほこまる号」利用者数 実績及び目標値(人／日)

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実績	実績	見込	目標値	目標値	目標値
29	52	66	70	70	70

(12) 高齢者等ゴミ出し支援事業／生活環境課

- 一般家庭の日常生活に伴い生じた家庭ごみについて、集積所まで自分で運ぶことのできない高齢者等を支援するため、市が直接ご自宅に伺い、ごみの個別収集を行う事業です。引き続き、利用促進に向けた周知に努めます。

(13) みんなで支え合いサービス事業／社会福祉協議会

- 元気な高齢者等(協力会員)が、援助の必要な高齢者等(利用会員)を支えることにより、元気な高齢者等(協力会員)自身の介護予防につながるとともに、「お互いさま」の支え合いの活動を推進する事業です。本事業とともに、支え合いへの理解と周知に努めます。

(14) 生活環境の整備／各施設管理担当課

- 高齢者等の誰もが可能な限り住み慣れた地域で、安全かつ快適に暮らすことができるよう、茨城県の「人にやさしいまちづくり条例」等に基づく公共施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を推進します。

■基本目標4 健康で生きがいを持って暮らせる環境づくり

高齢者が住み慣れた地域や自宅で生活するためには、身体健康づくりとともに、こころの健康づくりも重要です。また、世帯の小規模化が進み、ひとり暮らしの高齢者や、高齢者のみの世帯も増加している中で、地域コミュニティの希薄化も進んでいることから、高齢者自身が健康で生きがいを持って暮らすことについての意識の醸成に取り組む必要があります。そのため、高齢者に対し多様なアプローチで、社会や地域に関わる機会を提供するとともに、高齢者の持つスキルなどを活用した就労の促進に取り組みます。

4-1 健康づくりに対する支援の充実

<p>現 状</p>	<p>○今後、後期高齢者の増加に伴い、介護サービスが必要となる高齢者の増加も見込まれます。後期高齢期においては、それまでの生活習慣が大きく影響することが考えられ、健康で自立した生活が送れるようにするためには、早い段階から介護予防や健康づくりに取り組む必要があります。</p> <p>○また、地域共生社会の実現が求められる中においては、高齢になっても自立して生活しながら、介護や地域包括ケアシステムの担い手となることも期待されています。</p>
<p>今後の方向性</p>	<p>○健康寿命の延伸に向けた健康意識の醸成を図るため「第3次銚田市健康増進計画」に基づき、高齢者の生活習慣や食生活の改善についての意識を醸成するとともに、運動機能の維持、歯・口腔ケアなど、高齢になっても自立して生活できる健康な身体づくりを支援する必要があります。</p>
<p>サービス・事業</p>	<p>(1)介護予防運動指導事業 (2)シルバーリハビリ体操の推進 (3)訪問指導 (4)特定健康診査・特定保健指導 (5)高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施</p>

(1)介護予防運動指導事業／地域包括支援センター

①いつまでもずっと元気な体をつくる教室

- マシンやフリーウェイトを利用した筋力トレーニング、フィットネスルームやプールでの有酸素運動プログラムを併用し、循環器系機能の向上を図ります。

◆いつまでもずっと元気な体をつくる教室参加者数 実績及び目標値(延人数/年)

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実績	実績	見込	目標値	目標値	目標値
79	243	300	300	300	300

②さわやかフィットネス

- 転倒予防を目的として、トレーニングルームや温水プール、屋外広場、ウォーキングコースなどを総合的に活用した教室を開催します。

◆さわやかフィットネス参加者数 実績及び目標値(延人数/年)

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実績	実績	見込	目標値	目標値	目標値
1,664	1,531	1,700	1,700	1,700	1,700

③元気づくり教室

- QOL(生活の質)の向上を図るため、介護予防に必要な知識の啓発や体力向上を図るトレーニングを指導します。

◆元気づくり教室参加者数 実績及び目標値(延人数/年)

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実績	実績	見込	目標値	目標値	目標値
1,272	1,579	1,900	2,000	2,000	2,000

④ひざ楽々教室

- 寝たきりの直接原因ともなる変形性膝関節症の軽減・予防を目的とした知識啓蒙及び実践トレーニングを指導します。

◆ひざ楽々教室参加者数 実績及び目標値(延人数/年)

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実績	実績	見込	目標値	目標値	目標値
415	571	600	600	600	600

⑤起き楽広場

- いつまでも住み慣れた地域で生活できるよう、高齢者の生活行為の改善を目的とした効果的な介護予防プログラムを複合的に行える通いの場を創出します。

◆起き楽広場参加者数 実績及び目標値(延人数/年)

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実績	実績	見込	目標値	目標値	目標値
397	495	950	960	960	960

⑥認知力アップ講座

- 認知症予防に効果のある、有酸素運動、抵抗運動、認知課題を計画的に実施する講座を開設することで、認知症発症割合の抑制に努めます。

◆認知力アップ講座参加者数 実績及び目標値(延人数/年)

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実績	実績	見込	目標値	目標値	目標値
109	193	259	300	300	300

(2)シルバーリハビリ体操の推進/地域包括支援センター

- 地域で介護予防に関する知識や体操の普及活動を行うシルバーリハビリ体操指導士を養成し、地域の高齢者が地域の高齢者を支える互助の支援体制を構築しています。引き続き、シルバーリハビリ体操の普及や指導士養成をはじめ、地域において介護予防に関わるボランティア等の活動を支援します。

◆シルバーリハビリ体操指導士養成数 実績及び目標値(人/年)

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実績	実績	見込	目標値	目標値	目標値
4	4	15	15	15	15

(3)訪問指導/健康増進課

- 各種がん検診や健康診査の受診率の向上を図り、適切な保健指導を行うことで生活習慣病等の予防意識の向上と早期治療につなげます。また、高齢期になると、歯の喪失や歯周病等により口腔機能が低下し、日常生活に影響を及ぼすため、口腔機能の維持・向上に取り組めます。

①健診要精密者への受診勧奨

- 健診の結果、健康課題のある方について、関係機関と連携しながら精密検査の受診勧奨を推進します。

②メタボリックシンドローム対象者への支援

- メタボリックシンドローム対象者には、特定健康診査受診時に専門職が面談するとともに結果郵送後に、専門職が訪問し生活習慣病予防のための行動変容を促します。

◆メタボリックシンドローム対象者支援件数 実績及び目標値(人/年)

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実績	実績	見込	目標値	目標値	目標値
44.7	42.1	45	60	60	60

③歯・口腔ケアの充実

- 起き楽広場や介護予防事業を通じ、口腔ケアについての啓発や保健指導を実施します。

(4)特定健康診査・特定保健指導／保険年金課

- 平成30年度から令和5年度を計画期間とする「第3期特定健康診査等実施計画」に基づき、内臓脂肪型肥満に着目した生活習慣病予防に向けて、保健指導対象者を抽出する検診を実施します。

◆特定健康診査受診率 実績及び目標値(%)

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実績	実績	見込	目標値	目標値	目標値
39.6	41.8	43.0	45.0	48.0	51.0

◆特定保健指導受診率 実績及び目標値(%)

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実績	実績	見込	目標値	目標値	目標値
44.7	38.8	60.0	60.0	60.0	60.0

(5)高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施／保険年金課・健康増進課・介護保険課

○ フレイルは、健常から要介護へ移行する中間の段階といわれており、疾患を除く多くの高齢者の場合、フレイルの時期を経て、徐々に要介護状態に陥ると考えられています。そのため、慢性疾患の予防とともに、フレイル対策が重要になることから、高齢者の保健事業と介護予防の連携強化に向け、組織体制や専門人材の確保に取り組みます。

①糖尿病性腎症重症化予防

○ 健診の結果、糖尿病の重症化リスクが高い方に対し、腎不全・人工透析への移行を未然に防止することを目的に保健指導を実施します。

②健康状態不明者等の把握

○ 健診・医療・介護サービス等につながっておらず、健康状態が不明な高齢者や閉じこもりの可能性のある高齢者等の健康状態等の把握及び必要なサービス等への接続を行います。

③通いの場等への積極的関与

○ 通いの場等へ積極的に関与し、フレイル予防等(運動・栄養・口腔等)に係る普及啓発活動及び健康教育・健康相談などを実施します。

◆元気高齢者サポート事業利用者数 実績及び目標値(延人数/年)

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実績	実績	見込	目標値	目標値	目標値
13	13	32	44	45	45

4-2 生きがいづくり活動の促進

現 状	○高齢者が健康でいきいきと生活できるよう、地域での居場所やふれあい機会の創出などに取り組んでいます。
今後の方向性	○引き続き、地域での居場所やふれあい機会の創出に取り組むとともに、社会環境の変化や高齢者の増加に対応した高齢者の役割づくりを検討します。
サービス・事業	(1)ふれあいいいきいきサロン (2)ボランティア活動センター (3)高齢者教育事業 (4)敬老長寿褒状事業 (5)金婚夫婦表彰事業

(1)ふれあいいいきいきサロン／社会福祉協議会

- 地域で高齢者が孤立しないよう、ふれあえる場所の提供を図り、高齢者の健康増進、引きこもりの解消に努めます。

◆サロン設置数 実績及び目標値(箇所)

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実績	実績	見込	目標値	目標値	目標値
30	31	31	31	33	33

(2)ボランティア活動センター／社会福祉協議会

- ボランティアに関する情報提供や講座の開催、活動基盤の整備などを積極的に行うとともに、生活支援体制整備事業を絡めた事業展開に努めます。

◆ボランティア活動センター登録数 実績及び目標値(団体数、人数)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		実績	実績	見込	目標値	目標値	目標値
団 体	団体数	44	44	43	43	45	45
	人数	866	876	801	820	850	860
個人		116	88	76	80	90	95

(3)高齢者教育事業／中央公民館

- 高砂大学、いきいき大学、寿大学等を開催し、高齢者の生きがいや活力づくり、学習意欲の醸成につながるよう支援します。

◆高齢者教育事業参加者数 実績及び目標値(延人数／年)

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実績	実績	見込	目標値	目標値	目標値
－	374	374	450	450	450

(4)敬老長寿褒状事業／介護保険課

- 多年にわたり社会に貢献してきた高齢者を敬愛し長寿を祝うことを目的に、敬老祝金を贈呈します。

(5)金婚夫婦表彰事業／介護保険課

- 近年の核家族化の進展に伴い、高齢者単身世帯、高齢者のみの世帯が増加しており、老々介護の問題が顕在化してきています。高齢者自らの生活意欲の向上と生きがいの増進を図るため、金婚を迎えられたご夫婦を表彰します。

4-3 地域や社会参加の促進

現 状	○人口減少と高齢化が進行する中で、高齢者においても多様な社会参加が求められています。これまでも、シルバー人材センターでの就労機会の提供やボランティア活動への参加、地域サロンなどの居場所の提供を行ってきましたが、今後は、地域共生社会の担い手としても期待されています。
今後の方向性	○就業や生涯学習、ボランティア活動などを通じ、高齢になっても社会や地域に関り、生きがいを持って暮らすことができる環境づくりに取り組みます。
サービス・事業	(1)シルバー人材センター

(1)シルバー人材センター

- 一般労働者派遣事業のさらなる受注拡大、指定管理事業の健全運営、女性の入会を促進するための魅力あるシルバー人材センターづくりを推進し、引き続き、高齢者の就労を支援します。

■基本目標5 介護保険制度の安定的な運営

5-1 介護保険制度の概要

(1) 制度の仕組み

介護保険制度は、本市が保険者となり制度の運営を行います。また、介護を社会全体で支えていくという制度の目的から、40歳以上の人が被保険者となって保険料を負担し、介護が必要と認定されたときは、費用の一部(1割～3割)を負担し、介護保険サービスを利用する仕組みとなっています。

(2) 申請から認定まで

被保険者は、介護保険サービスを利用するために本市へ申請し、介護認定調査を受け、その結果と主治医の意見書をもとに介護認定審査会において審査を受け、介護が必要な状態であることの認定を受ける必要があります。

(3) 認定から介護保険サービスの利用まで

介護の認定結果の通知を受けたあと、在宅サービスを利用する場合は、居宅介護支援事業所(要支援の場合は地域包括支援センター)に依頼し、ケアマネジャー(介護支援専門員)が心身の状況に応じたケアプラン〔居宅(介護予防)サービス計画〕を作成します。この計画に基づき、介護保険サービス事業者と契約を結び、介護保険サービスの提供を受けます。また、施設サービスを利用する場合は、介護保険施設と契約し、施設のケアマネジャーが本人に適したケアプランを作成し、ケアプランに基づいて、施設のサービスの提供を受けます。

(4) 介護保険制度の財源構成

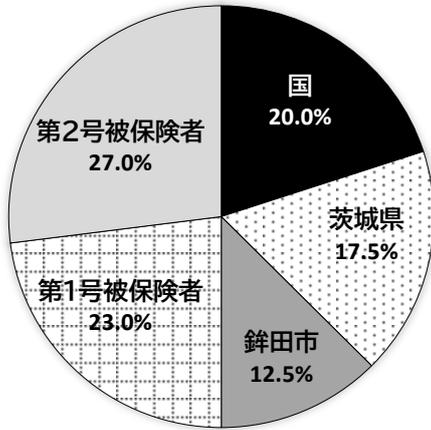
介護保険の給付に必要な費用は、40歳以上の人納める保険料(50%)と、国・都道府県・市町村の公費(50%)でまかなわれています。

第1号被保険者と第2号被保険者の保険料負担割合は、全国の第1号被保険者と第2号被保険者の人口割合により3年ごとに決定します。第9期計画期間における介護保険標準給付費及び地域支援事業費に対する負担割合は、第1号被保険者が23%、第2号被保険者が27%となっています。

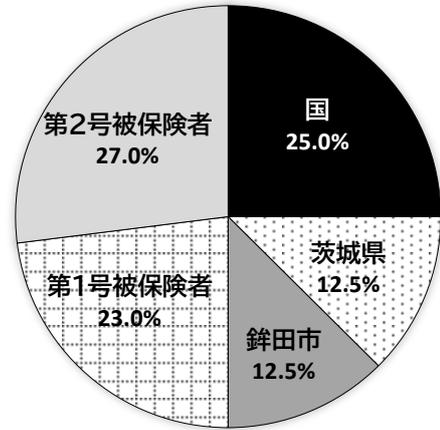
したがって、第9期においては今後3年間の保険給付総額の23%をまかなうよう、第1号被保険者の保険料水準を定めることとなります。

【介護給付費の負担区分】

施設等給付費

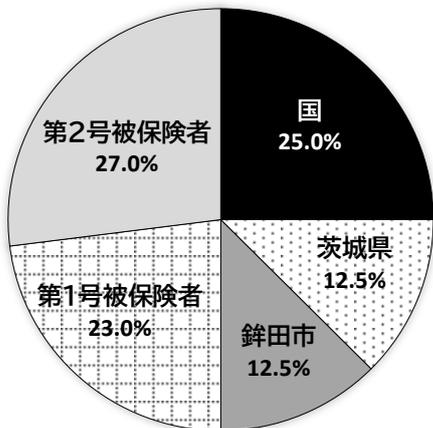


居宅給付費

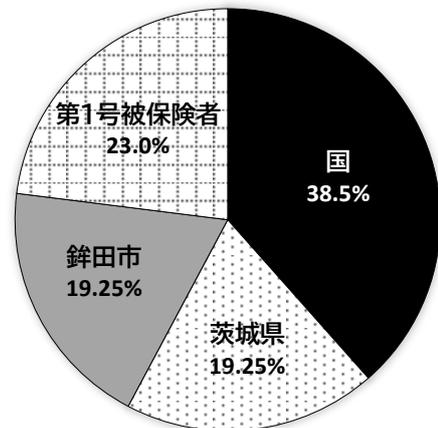


【地域支援事業費の負担区分】

介護予防・日常生活支援総合事業



包括的支援事業・任意事業



※包括的支援事業・任意事業については、第2号被保険者の負担はありません。

5-2 各サービスの実績と見込み

(1) 居宅(介護予防)サービス

① 訪問介護

○介護福祉士などの訪問介護員が、利用者の居宅を訪問し、入浴、食事などの身体介護や調理、洗濯、掃除などの生活援助を行います。

◆介護給付利用者数 実績及び見込(人/月)

第8期(実績)			第9期(見込)		
令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
217	218	228	234	241	246

※令和5年度は見込

② 介護予防訪問入浴介護、訪問入浴介護

○身体状況などにより自宅の浴槽での入浴が困難な場合などに、介護職員、看護師が訪問し、自宅に浴槽を運び入れて入浴の介助を行います。

◆介護予防給付利用者数 実績及び見込(人/月)

第8期(実績)			第9期(見込)		
令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
0	0	0	0	0	0

※令和5年度は見込

◆介護給付利用者数 実績及び見込(人/月)

第8期(実績)			第9期(見込)		
令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
34	39	37	39	41	42

※令和5年度は見込

③介護予防訪問看護、訪問看護

○訪問看護ステーションや医療機関の看護師などが自宅を訪問し、主治医の指示書に基づき、療養上の世話や必要な診療の補助を行います。

◆介護予防給付利用者数 実績及び見込(人/月)

第8期(実績)			第9期(見込)		
令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
15	16	10	10	11	11

※令和5年度は見込

◆介護給付利用者数 実績及び見込(人/月)

第8期(実績)			第9期(見込)		
令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
88	80	82	85	89	91

※令和5年度は見込

④介護予防訪問リハビリテーション、訪問リハビリテーション

○通所が困難な利用者に対し、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士などが自宅を訪問し、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるためのリハビリテーションを行います。

◆介護予防給付利用者数 実績及び見込(人/月)

第8期(実績)			第9期(見込)		
令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
13	22	35	36	37	38

※令和5年度は見込

◆介護給付利用者数 実績及び見込(人/月)

第8期(実績)			第9期(見込)		
令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
53	54	49	52	52	54

※令和5年度は見込

⑤介護予防居宅療養管理指導、居宅療養管理指導

○医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士が自宅を訪問し、療養上の管理や指導を行います。

◆介護予防給付利用者数 実績及び見込(人/月)

第8期(実績)			第9期(見込)		
令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
8	5	5	5	5	5

※令和5年度は見込

◆介護給付利用者数 実績及び見込(人/月)

第8期(実績)			第9期(見込)		
令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
166	172	167	176	181	186

※令和5年度は見込

⑥通所介護

○日帰りで通所介護施設に通い、他の利用者と一緒に食事、入浴などの日常生活上の支援や生活機能の維持向上のための機能訓練などが受けられます。

◆介護給付利用者数 実績及び見込(人/月)

第8期(実績)			第9期(見込)		
令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
285	270	273	281	286	294

※令和5年度は見込

⑦介護予防通所リハビリテーション、通所リハビリテーション(デイケア)

○日帰りで老人保健施設や医療機関に通い、食事、入浴などの日常生活上の支援や理学療法士や作業療法士によるリハビリテーションが受けられます。

◆介護予防給付利用者数 実績及び見込(人/月)

第8期(実績)			第9期(見込)		
令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
97	110	102	106	108	110

※令和5年度は見込

◆介護給付利用者数 実績及び見込(人/月)

第8期(実績)			第9期(見込)		
令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
289	289	309	318	324	331

※令和5年度は見込

⑧介護予防短期入所生活介護、短期入所生活介護

○介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)などに短期間入所することで、入浴、食事などの日常生活上の世話や機能訓練などが受けられます。

◆介護予防給付利用者数 実績及び見込(人/月)

第8期(実績)			第9期(見込)		
令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
1	2	3	3	3	3

※令和5年度は見込

◆介護給付利用者数 実績及び見込(人/月)

第8期(実績)			第9期(見込)		
令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
119	110	127	132	136	140

※令和5年度は見込

⑨介護予防短期入所療養介護、短期入所療養介護

○介護老人保健施設で実施する短期入所(ショートステイ)で、看護、医学的管理の下での介護及び機能訓練が受けられます。

◆介護予防給付利用者数 実績及び見込(人/月)

第8期(実績)			第9期(見込)		
令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
0	0	0	0	0	0

※令和5年度は見込

◆介護給付利用者数 実績及び見込(人/月)

第8期(実績)			第9期(見込)		
令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
26	25	29	29	30	32

※令和5年度は見込

⑩介護予防福祉用具貸与、福祉用具貸与

○日常生活の自立を助けるための福祉用具または、機能訓練のための用具を借りることができます。福祉用具専門相談員が専門的な助言を行い貸与します。

◆介護予防給付利用者数 実績及び見込(人/月)

第8期(実績)			第9期(見込)		
令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
134	147	150	156	159	161

※令和5年度は見込

◆介護給付利用者数 実績及び見込(人/月)

第8期(実績)			第9期(見込)		
令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
651	655	667	686	705	720

※令和5年度は見込

⑪特定介護予防福祉用具購入費、特定福祉用具購入費

○日常生活や介護に役立つ福祉用具のうち、入浴または排せつの用に供するものなど、レンタルなどになじまない福祉用具を、福祉用具専門相談員が専門的な助言を行い販売します。

◆介護予防給付利用者数 実績及び見込(人/月)

第8期(実績)			第9期(見込)		
令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
3	2	1	1	1	1

※令和5年度は見込

◆介護給付利用者数 実績及び見込(人/月)

第8期(実績)			第9期(見込)		
令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
10	13	21	21	22	23

※令和5年度は見込

⑫介護予防住宅改修、住宅改修

○在宅の利用者が、住み慣れた自宅で生活が続けられるように、手すりの取り付けや段差解消などの改修を行うサービスです。ケアマネジャーなどが利用者の心身の状況などを勘案して、住宅改修が必要な理由書を作成します。

◆介護予防給付利用者数 実績及び見込(人/月)

第8期(実績)			第9期(見込)		
令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
2	2	1	1	1	1

※令和5年度は見込

◆介護給付利用者数 実績及び見込(人/月)

第8期(実績)			第9期(見込)		
令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
6	5	5	5	5	5

※令和5年度は見込

⑬介護予防特定施設入居者生活介護、特定施設入居者生活介護

○有料老人ホーム(サービス付き高齢者向け住宅で該当するもの)、軽費老人ホーム(ケアハウスなど)、養護老人ホームなどで、食事や入浴などの介護や機能訓練が受けられます。

◆介護予防給付利用者数 実績及び見込(人/月)

第8期(実績)			第9期(見込)		
令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
3	1	1	1	1	1

※令和5年度は見込

◆介護給付利用者数 実績及び見込(人/月)

第8期(実績)			第9期(見込)		
令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
18	18	22	22	22	23

※令和5年度は見込

(2)地域密着型(介護予防)サービス

①定期巡回・随時対応型訪問介護看護

○介護職員と看護師が連携し、日中・夜間を通じて1日複数回、定期的に訪問し介護や看護を行います。また、利用者からの通報や電話などに対応し、随時訪問するサービスです。

②夜間対応型訪問介護

○夜間の定期的な巡回訪問により、また通報を受けて、介護福祉士などが入浴、排せつ、食事などの介護、その他の日常生活上の支援を行います。

③地域密着型通所介護

○身近な地域でサービス提供を行う利用定員18人以下の小規模な通所施設で、日常生活上の支援や生活機能訓練などが日帰りで受けられます。

◆介護給付利用者数 実績及び見込(人/月)

第8期(実績)			第9期(見込)		
令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
125	122	115	118	120	122

※令和5年度は見込

④介護予防認知症対応型通所介護、認知症対応型通所介護

○認知症の方を対象に、日帰りで通所介護施設に通い、他の利用者と一緒に食事、入浴などの介護やレクリエーション、機能訓練などが受けられます。

◆介護予防給付利用者数 実績及び見込(人/月)

第8期(実績)			第9期(見込)		
令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
0	0	0	0	0	0

※令和5年度は見込

◆介護給付利用者数 実績及び見込(人/月)

第8期(実績)			第9期(見込)		
令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
2	1	1	1	1	1

※令和5年度は見込

⑤介護予防小規模多機能型居宅介護、小規模多機能型居宅介護

○事業所への通いを中心にしながら、利用者の希望などに応じて、訪問や事業所への宿泊を組みあわせ、入浴、食事などの介護や機能訓練が受けられます。

◆介護予防給付利用者数 実績及び見込(人/月)

第8期(実績)			第9期(見込)		
令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
2	2	1	1	1	1

※令和5年度は見込

◆介護給付利用者数 実績及び見込(人/月)

第8期(実績)			第9期(見込)		
令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
25	24	28	28	29	31

※令和5年度は見込

⑥介護予防認知症対応型共同生活介護、認知症対応型共同生活介護

○認知症の高齢者が少人数で共同生活を送りながら、入浴、食事などの介護、その他必要な日常生活上の支援、機能訓練が受けられます。

◆介護予防給付利用者数 実績及び見込(人/月)

第8期(実績)			第9期(見込)		
令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
1	1	0	0	0	0

※令和5年度は見込

◆介護給付利用者数 実績及び見込(人/月)

第8期(実績)			第9期(見込)		
令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
103	97	101	104	105	105

※令和5年度は見込

⑦地域密着型特定施設入居者生活介護

○入居定員が29人以下の有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、軽費老人ホーム(ケアハウスなど)などで、入浴、食事などの介護、その他必要な日常生活上の支援が受けられます。

◆介護給付利用者数 実績及び見込(人/月)

第8期(実績)			第9期(見込)		
令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
0	0	0	0	0	0

※令和5年度は見込

⑧地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

○定員29人以下の特別養護老人ホームに入所している要介護者に対して、食事や入浴、排せつなどの日常生活上の支援、機能訓練などが受けられます。

◆介護給付利用者数 実績及び見込(人/月)

第8期(実績)			第9期(見込)		
令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
0	0	0	0	0	0

※令和5年度は見込

⑨看護小規模多機能型居宅介護

○医療ニーズの高い利用者に対応するため、小規模多機能型居宅介護と訪問看護の機能を備え、通い、訪問(介護・看護)、宿泊サービスを柔軟に提供します。

◆介護給付利用者数 実績及び見込(人/月)

第8期(実績)			第9期(見込)		
令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
15	13	10	10	11	11

※令和5年度は見込

(3)施設サービス

①介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

○常時介護が必要で、在宅での生活が困難な高齢者が入所する施設です。入浴、排せつ、食事などの介護や機能訓練、健康管理を行います。

◆介護給付利用者数 実績及び見込(人/月)

第8期(実績)			第9期(見込)		
令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
378	380	381	381	381	381

※令和5年度は見込

②介護老人保健施設

○病状の安定している方が、機能訓練に重点を置いた介護を受けながら、自宅への復帰を目指すための施設です。

◆介護給付利用者数 実績及び見込(人/月)

第8期(実績)			第9期(見込)		
令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
310	300	301	301	301	301

※令和5年度は見込

③介護療養型医療施設

○療養病床を有する病院に入院している要介護者に対し、医学的管理の下で、介護、看護、機能訓練などが受けられる医療が中心の施設です。介護療養型医療施設は、平成30年3月末が設置期限とされていましたが、経過措置期間が令和6年3月まで延長されました。この間に、介護療養型医療施設は介護医療院に順次転換することとされています。

◆介護給付利用者数 実績及び見込(人/月)

第8期(実績)			第9期(見込)		
令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
0	0	0			

※令和5年度は見込

④介護医療院

○介護医療院は、医療と介護の連携を推進する観点から、日常的な医学管理や看取り・ターミナルケアなどの機能と生活施設としての機能を兼ね備える施設です。

◆介護給付利用者数 実績及び見込(人/月)

第8期(実績)			第9期(見込)		
令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
8	9	9	9	9	9

※令和5年度は見込

(4)介護予防支援・居宅介護支援

○ケアマネジャーが在宅の要支援・要介護となった方の心身の状況や、環境、本人や家族の希望などを踏まえて居宅サービス計画(ケアプラン)を作成し、介護サービスの提供が確保されるようサービス事業者との連絡・調整などを行います。なお、要支援となった方については原則として地域包括支援センターが行います。

◆介護予防給付利用者数 実績及び見込(人/月)

第8期(実績)			第9期(見込)		
令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
200	229	235	243	248	252

※令和5年度は見込

◆介護給付利用者数 実績及び見込(人/月)

第8期(実績)			第9期(見込)		
令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
995	988	999	1,029	1,055	1,074

※令和5年度は見込

5-3 サービス供給基盤の整備計画

(1)介護保険施設の整備計画

介護保険サービスを提供する施設については、要介護者や家族の状況に応じ、必要となるサービスを適切に提供する必要があります。そのため、これまでの利用実績や今後の高齢者の動向、事業者による提供体制などを考慮しながら、次のように設定します。

【介護保険施設の整備計画】

単位：人、か所

施設の種類		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
		定員	か所	定員	か所	定員	か所
介護老人福祉施設	旭圏域	50	1	50	1	65	1
	銚田圏域	200	3	200	3	200	3
	大洋圏域	50	1	50	1	50	1
	市計	300	5	300	5	315	5
介護老人保健施設	旭圏域	75	1	75	1	75	1
	銚田圏域	140	2	140	2	140	2
	大洋圏域	0	0	0	0	0	0
	市計	215	3	215	3	215	3

(2)地域密着型サービスの整備計画

地域密着型サービスは、高齢者ができる限り住み慣れた自宅や地域で生活を継続できるようにするための基本となるサービスです。これまでの利用者の推移やサービスを提供する事業者の状況などを考慮し、次のように定めます。

【地域密着型サービスの整備計画】

単位：人、か所

施設の種類		令和6年度		令和7年度		令和8年度		か所
		定員	見込量	定員	見込量	定員	見込量	
認知症対応型 通所介護	旭圏域	6	1	6	1	6	1	1
	鉾田圏域	0	0	0	0	0	0	0
	大洋圏域	0	0	0	0	0	0	0
	市計	6	1	6	1	6	1	1
小規模多機能型 居宅介護	旭圏域	0	2	0	2	0	2	0
	鉾田圏域	0	3	0	3	0	4	0
	大洋圏域	29	24	29	25	29	26	1
	市計	29	29	29	30	29	32	1
認知症対応型 共同生活介護	旭圏域	18	19	18	19	18	19	2
	鉾田圏域	36	48	36	48	36	48	3
	大洋圏域	36	37	36	38	36	38	3
	市計	90	104	90	105	90	105	8
看護小規模 多機能型 居宅介護	旭圏域	0	1	0	1	0	1	0
	鉾田圏域	29	8	29	9	29	9	1
	大洋圏域	0	1	0	1	0	1	0
	市計	29	10	29	11	29	11	1
地域密着型 通所介護	旭圏域	17	21	17	21	17	22	2
	鉾田圏域	81	64	81	65	81	66	5
	大洋圏域	0	33	0	34	0	34	2
	市計	98	118	98	120	98	122	9

5-4 第1号被保険者の保険料

(1) 給付費の見込み

給付費については、将来のサービス量の見込みから、次のように推計します。

【介護給付費の推計】

単位:千円

サービスの種類	第9期		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
1 居宅サービス	1,233,750	1,273,374	1,324,925
訪問介護	146,584	152,168	157,138
訪問入浴介護	28,095	29,288	30,606
訪問看護	26,873	28,778	29,678
訪問リハビリテーション	20,766	21,520	22,391
居宅療養管理指導	14,658	15,026	15,634
通所介護	289,506	297,715	310,562
通所リハビリテーション	277,289	284,217	294,266
短期入所生活介護	240,643	248,817	259,685
短期入所療養介護	24,431	26,104	28,353
福祉用具貸与	107,495	111,802	115,798
特定福祉用具購入費	5,684	5,993	6,302
住宅改修	6,529	6,529	6,529
特定施設入居者生活介護	45,197	45,417	47,983
2 地域密着型サービス	547,061	556,584	569,709
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0
夜間対応型訪問介護	0	0	0
地域密着型通所介護	140,048	142,430	146,814
認知症対応型通所介護	1,094	1,094	1,094
小規模多機能型居宅介護	65,100	66,846	72,011
認知症対応型共同生活介護	307,996	310,963	314,195
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	32,823	35,251	35,595
3 施設サービス	2,330,246	2,330,246	2,330,246
介護老人福祉施設	1,230,370	1,230,370	1,230,370
介護老人保健施設	1,055,601	1,055,601	1,055,601
介護療養型医療施設	0	0	0
介護医療院	44,275	44,275	44,275
4 居宅介護支援	161,713	168,832	171,457
合計	4,272,770	4,329,036	4,396,337

※端数処理の関係で、合計が一致しないことがあります。

【予防給付費の推計】

単位:千円

サービスの種類	第9期		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
1介護予防サービス	74,230	75,333	76,558
介護予防訪問入浴介護	0	0	0
介護予防訪問看護	3,759	4,013	4,166
介護予防訪問リハビリテーション	10,485	10,775	11,119
介護予防居宅療養管理指導	425	460	460
介護予防通所リハビリテーション	42,149	42,388	42,984
介護予防短期入所生活介護	1,134	1,153	1,138
介護予防短期入所療養介護	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	12,115	12,381	12,528
特定介護予防福祉用具購入費	1,071	1,071	1,071
介護予防住宅改修	2,313	2,313	2,313
介護予防特定施設入居者生活介護	779	779	779
2地域密着型介護予防サービス	4,081	4,081	4,081
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	4,081	4,081	4,081
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0
3介護予防支援	14,040	14,349	14,582
合計	92,351	93,763	95,221

※端数処理の関係で、合計が一致しないことがあります。

【総給付費(介護給付費+予防給付費)】

単位:千円

	第9期		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
総給付費	4,365,121	4,422,799	4,491,558
伸び率	-	1.3%	1.6%

(2)標準給付費の推計

総給付費に特定入所者介護サービス費等給付額、高額介護サービス費等給付額、高額医療合算介護サービス費等給付額、算定対象審査支払手数料が加算され、標準給付費は以下のように推計します。

【標準給付費の推計】

単位:千円

	第9期			
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
総給付費	4,365,121	4,422,799	4,491,558	13,279,478
特定入所者介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後)	271,501	276,017	279,785	827,303
高額介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後)	124,378	125,621	126,877	376,876
高額医療合算介護サービス費等給付額	10,495	10,599	10,704	31,798
算定対象審査支払手数料	3,171	3,202	3,234	9,607
標準給付費見込額	4,774,666	4,838,238	4,912,158	14,525,062

※端数処理の関係で、合計が一致しないことがあります。

(3)地域支援事業費見込額

地域支援事業費の介護予防・日常生活支援総合事業費、包括的支援事業・任意事業費は、以下のよ
うに推計します。

【地域支援事業費の推計】

単位:千円

	第9期		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護予防・日常生活支援総合事業	78,674	80,251	81,357
介護予防・生活支援サービス	53,639	54,745	55,851
訪問介護相当サービス	14,977	15,400	15,823
訪問型サービスC	60	60	60
通所介護相当サービス	35,184	35,867	36,550
通所型サービスC	0	0	0
介護予防ケアマネジメント	3,418	3,418	3,418
一般介護予防事業	24,815	25,286	25,286
介護予防把握事業	801	810	810
介護予防普及啓発事業	21,450	21,870	21,870
地域介護予防活動支援事業	2,408	2,450	2,450
一般介護予防事業評価事業	0	0	0
地域リハビリテーション活動支援事業	156	156	156
上記以外の介護予防・日常生活支援 総合事業	220	220	220
包括的支援事業及び任意事業	70,321	70,321	70,321
包括的支援事業	66,430	66,430	66,430
任意事業	3,891	3,891	3,891
包括的支援事業(社会保障充実分)	5,039	5,137	5,137
在宅医療・介護連携推進事業	338	344	344
生活支援体制整備事業	2,836	2,892	2,892
認知症初期集中支援推進事業	190	200	200
認知症地域支援・ケア向上事業	1,237	1,261	1,261
認知症サポーター活動促進・地域づくり推 進事業	48	50	50
地域ケア会議推進事業	390	390	390
合計	154,034	155,709	156,815

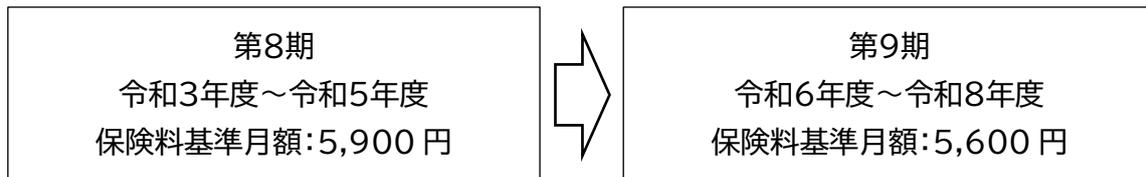
※端数処理の関係で、合計が一致しないことがあります。

(4)第1号被保険者の介護保険料の算定

第1号被保険者の介護保険料の算定は、今後3年間の総費用見込額(D)に第1号被保険者の負担割合(23%)を乗じて第1号被保険者負担分相当額(E)を求めます。次に本来の交付割合による調整交付金相当額と実際に交付が見込まれる調整交付金見込額の差(F-G)、県の財政安定化基金への償還金(H)を加味し、保険者機能強化推進交付金等見込額(I)、準備基金取崩額(J)を差し引きます。

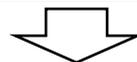
この保険料収納必要額(K)を予定保険料収納率(L)と被保険者数(M)、12 か月で割ったものが第1号被保険者の基準額(月額)となります。

【第8期から第9期の介護保険料の変化】



【第1号被保険者の介護保険料の算定】

保険料算定に必要な項目	単位	3年間合計
標準給付費見込額(A)	千円	14,525,062
地域支援事業費見込額(B)	千円	466,558
介護予防・日常生活支援総合事業費見込額(C)	千円	240,282
包括的支援事業・任意事業費	千円	226,276
総費用見込額(D) = A+B	千円	14,991,620
第1号被保険者負担分相当額(E) = D×23%	千円	3,448,073
調整交付金相当額(F) = (A+C)×5%	千円	738,267
調整交付金見込額(G)	千円	556,474
財政安定化基金償還金(H)	千円	0
保険者機能強化推進交付金等見込額(I)	千円	26,216
準備基金取崩額(J)	千円	444,000
保険料収納必要額(K) = E + F - G + H - I - J	千円	3,159,650



保険料算定に必要な項目	単位	3年間合計
保険料収納必要額(K)	千円	3,159,650
予定保険料収納率(L)	%	97.00
弾力化をした場合の所得段階別加入割合補正後被保険者数(M)	人	48,473
保険料基準額(月額)(N) = (K ÷ L ÷ M ÷ 12 か月)	円	5,600

※端数処理の関係で、合計が一致しないことがあります。

(5)第1号被保険者の介護保険料の設定

介護保険料については、介護保険制度の持続可能性を確保する観点から、令和6年4月以降、標準段階を10段階から13段階へと多段階化し、高所得者の標準乗率の引き上げ・低所得者の標準乗率の引き下げ等を実施することとなりました。これを踏まえ、本市における第1号被保険者の介護保険料を次のように設定します。

【第1号被保険者の介護保険料の設定】

所得段階	対象者		負担割合	保険料 (年額)
第1段階	・生活保護を受給している方 ・市民税非課税世帯の方で、老齢福祉年金受給者又は本人の「合計所得金額」と「課税年金収入額」の合計が80万円以下の方		基準額 ×0.285	19,152
第2段階	本人が市民税非課税	市民税非課税世帯 本人の「合計所得金額」と「課税年金収入額」の合計が80万円を超え120万円以下の方	基準額 ×0.485	32,592
第3段階		本人の「合計所得金額」と「課税年金収入額」の合計が120万円を超える方	基準額 ×0.685	46,032
第4段階		市民税課税世帯 本人の「合計所得金額」と「課税年金収入額」の合計が80万円以下の方	基準額 ×0.90	60,480
第5段階 (基準額)		本人の「合計所得金額」と「課税年金収入額」の合計が80万円を超える方	基準額 ×1.00	67,200
第6段階		本人が市民税課税	本人の「合計所得金額」が120万円未満の方	基準額 ×1.20
第7段階	本人の「合計所得金額」が120万円以上210万円未満の方		基準額 ×1.30	87,360
第8段階	本人の「合計所得金額」が210万円以上320万円未満の方		基準額 ×1.50	100,800
第9段階	本人の「合計所得金額」が320万円以上430万円未満の方		基準額 ×1.70	114,240
第10段階	本人の「合計所得金額」が430万円以上520万円未満の方		基準額 ×1.90	127,680
第11段階	本人の「合計所得金額」が520万円以上620万円未満の方		基準額 ×2.10	141,120
第12段階	本人の「合計所得金額」が620万円以上720万円未満の方		基準額 ×2.30	154,560
第13段階	本人の「合計所得金額」が720万円以上の方		基準額 ×2.40	161,280

5-5 介護保険サービス利用者負担の軽減制度

(1)高額介護(介護予防)サービス費

①高額介護サービス費等

○1か月に支払った利用者負担が一定の上限額を超えたとき、超えた分が申請により払い戻されます。

②高額医療合算介護サービス費等

○1年間の医療及び介護の両制度における自己負担額の合計が一定の上限額を超えたとき、超えた分が申請により払い戻されます。

(2)施設サービスの部屋代(居住費・滞在費)・食費の負担軽減

①特定入所者介護(介護予防)サービス費

○低所得の要介護者等が施設サービスや短期入所サービスを利用したとき、食費・居住(滞在費)について、申請により補足的給付を行います。

②特別養護老人ホーム旧措置入所者の特例

○介護保険制度施行前から特別養護老人ホームに入所している方(旧措置入所者)は、利用者負担・食費・居住費が旧措置による入所中の費用徴収額を上回らないよう負担軽減を行います。

(3)その他の利用者負担軽減制度

制度名	概要	対象サービス
社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度	○社会福祉法人等が、低所得で利用料の負担が困難な方に対して利用者負担を軽減した場合、当該法人に助成を行います。	<input type="checkbox"/> 介護福祉施設サービス <input type="checkbox"/> 訪問介護 <input type="checkbox"/> 通所介護 <input type="checkbox"/> 短期入所生活介護 <input type="checkbox"/> 夜間対応型訪問介護 <input type="checkbox"/> 地域密着型通所介護 <input type="checkbox"/> 認知症対応型通所介護 <input type="checkbox"/> 小規模多機能型居宅介護 <input type="checkbox"/> 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 <input type="checkbox"/> 介護予防短期入所生活介護 <input type="checkbox"/> 介護予防認知症対応型通所介護 <input type="checkbox"/> 介護予防小規模多機能型居宅介護 <input type="checkbox"/> 定期巡回随時対応型訪問介護看護 <input type="checkbox"/> 複合型サービス <input type="checkbox"/> 第一号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業(自己負担割合が保険給付と同様のものに限る) <input type="checkbox"/> 第一号通所事業のうち介護予防通所介護に相当する事業(自己負担割合が保険給付と同様のものに限る)

<p>障害者ホームヘルプサービス利用者に対する軽減制度</p>	<p>○障害者総合支援法によるホームヘルプサービス利用者で、境界層該当として定率負担額が0円だった方は、申請後、要件を満たす時に自己負担額が0円となります。</p>	<p>□訪問介護 □夜間対応型訪問介護 □介護予防訪問介護 □第一号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業(自己負担割合が保険給付と同様のものに限る)</p>
---------------------------------	--	---

1 計画推進にあたっての視点

高齢者を取り巻く環境は、地域における若年人口の減少、世帯分離や世帯の小規模化、生活様式の多様化等、大きく変化しており、高齢者を巡る問題や課題も多様化しており、国においても地域共生社会の実現が示されています。このような中で、本計画に基づき、高齢者福祉施策と介護保険事業を推進するため、次のような視点に基づき取り組むこととします。

■視点－1 庁内連携による推進体制づくり

高齢者を巡る問題や課題は、高齢者のみ世帯や高齢者独居世帯の増加、平均寿命の延伸などにより、多様化、複雑化しています。そのため、高齢者施策や介護保険事業を所管する部門だけでなく、地域福祉や健康、生涯学習等、健康や保健、介護、生きがいづくりなど、高齢者が元気で暮らし続けることができる地域づくりに必要となる部署の連携を図ります。

■視点－2 地域における支援体制の整備

今後は、高齢者が住み慣れた地域で生活し続けられるよう高齢者を支える体制づくりが求められており、地域において支えあうことができる仕組みづくりの重要性が増しています。一方で、地域においては、従来からの地域コミュニティの希薄化や若年人口の減少といった問題も顕在化しつつあり、このような現状を認識しつつ、地域において高齢者を支える仕組みづくりに向け、行政、地域コミュニティ、介護保険事業者等による協議を通じ、必要な体制整備を進めます。

■視点－3 各主体の役割の明確化

高齢者を地域で支える体制を構築し、活動するためには、各主体がそれぞれの役割を認識し、互いの連携を強化する必要があります。そのため、各主体の役割を次のように設定し、計画の推進を図ります。

行政	○高齢者福祉や介護保険事業に関する施策を立案するとともに、社会福祉協議会や介護保険事業者等と連携しながら、高齢者に対する支援、サービスを提供します。
社会福祉協議会・ 介護保険事業者等	○高齢者に対する各種サービスを提供する主体として、行政や地域と連携しながら、高齢者福祉、介護保険事業の推進に取り組みます。
地域・市民	○高齢者が住み慣れた地域で生活し続けられる環境づくりに向け、地域コミュニティ活動や見守りなどに主体的に参加します。

■視点－4 必要な支援・サービスが受けられる環境づくり

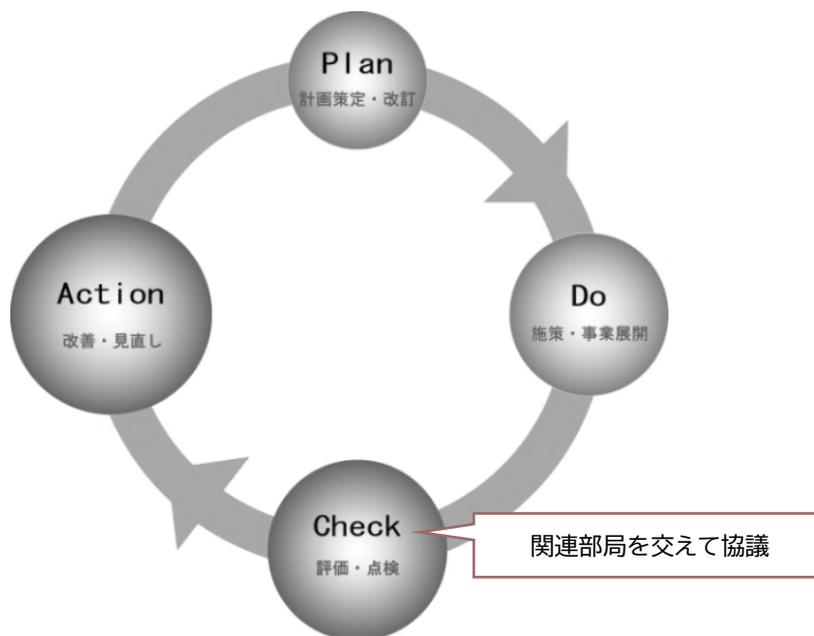
高齢者が健康で暮らし続けられるようにするためには、身体やこころの健康の維持とともに、介護や認知症の予防が重要となっています。そのため、高齢者向けの各種の教室や、相談・支援体制、情報提供等の充実を図り、高齢者やその家族が、健康づくりや介護予防、介護サービスに対する知識を持ち、必要な時に、必要な支援・サービスが受けられる環境づくりを進めます。

2 計画の進行管理

計画の管理については、PDCAサイクルを基本に、施策の計画、実行、評価、改善を行います。このうち、C(評価)については、担当部局だけでなく関連する部局と施策の状況や効果を把握する機会を設置し、実施することとし、年1回程度の評価を行います。

また、計画の見直しについては、介護保険事業計画の見直しに合わせ実施することとします。

【PDCA サイクルのイメージ】



1 銚田市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会設置要綱

銚田市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会設置要綱

平成 26 年 3 月 28 日

訓令第 13 号

(設置)

第 1 条 老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 20 条の 8 の規定に基づく高齢者福祉計画及び介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 117 条に基づく介護保険事業計画を策定するため、銚田市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(協議事項)

第 2 条 策定委員会は、次に掲げる事項について協議を行うものとする。

(1) 高齢者福祉計画に関する事項

- ア 高齢者等の現状把握
- イ 高齢者サービスの実施状況
- ウ 高齢者サービスの実施目標
- エ 高齢者サービスの供給体制の確保
- オ その他計画策定に関する必要事項

(2) 介護保険事業計画に関する事項

- ア 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込みに関する事。
- イ アの介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策に関する事。
- ウ 指定居宅サービスの事業又は指定居宅介護支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービスの円滑な提供を図るための事業に関する事。
- エ その他の介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を図るために市が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 策定委員会の委員(以下「委員」という。)は、20 人以内とし、次に掲げるもののうちから市長が委嘱、又は任命するものとする。

- (1) 医師
- (2) 歯科医師
- (3) 薬剤師
- (4) 市議会議員
- (5) 介護保険施設
- (6) 指定居宅介護支援事業所及び指定居宅介護サービス事業所

- (7) 市社会福祉協議会
- (8) 区長会
- (9) 市連合民生委員児童委員協議会
- (10) 市高齢者クラブ連合会
- (11) その他市長が必要と認めるもの

2 委員の任期は、委嘱又は任命の日から計画策定の完了する日までとする。ただし、委員が欠けた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(補助機関の設置)

第 4 条 策定委員会に、高齢者の現状及びサービスの実施状況等を把握するための補助機関として、鉾田市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定ワーキングチームを置くことができる。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 策定委員会は、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 委員長は、策定委員会の会務を総括し、会議の議長とする。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の開催)

第 6 条 策定委員会の会議は、必要に応じて随時委員長が開催するものとする。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(報償費等)

第 7 条 委員に対する報償費は、出席した会議 1 回当たり 5,400 円、費用弁償は 500 円とする。

(庶務)

第 8 条 策定委員会の庶務は、福祉保健部介護保険課において行う。

(その他)

第 9 条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この訓令は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 3 月 31 日訓令第 32 号)

- 2 この訓令は、令和 2 年 4 月 1 日より施行する。

附 則(令和 5 年 3 月 24 日訓令第 6 号)

- 3 この訓令は、令和 5 年 4 月 1 日より施行する。

2 銚田市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会名簿

(敬称略・順不同)

氏名	区分	所属	役職等
坪 正紀	医師	医療法人樺山診療所	鹿島医師会副会長
下河邊文則	歯科医師	しもこうべ歯科医院	銚田歯科医師会副会長
成田 裕己	薬剤師	さわやか薬局	
水上美智子	市議会議員	銚田市議会	厚生文教常任委員会 委員長
永木 一宏	介護保険施設	特別養護老人ホーム銚田サンハウス	施設長
栗股 巧	介護保険施設	介護老人保健施設フロンティア 銚田春の場所	事務長
飯島 功成	指定居宅介護支援事業所	茨城県介護支援専門員協会 銚田地区会	会長
谷内 勇太	指定居宅介護サービス 事業所	医療法人三尚会にここステ ーション	センター長
小橋真寿美	指定居宅介護サービス 事業所	認知症高齢者グループホーム ポコ・ア・ポコ大洋	ホーム長
堀部 啓一 (前任者 米川 弘二)	市社会福祉協議会	社会福祉法人銚田市社会福祉協議会	事務局次長
小堀 正夫	区長会	銚田市区長会	副会長
立木 治	市連合民生委員・児童 委員協議会	銚田市連合民生委員・児童委 員協議会	副会長
清宮 市郎	市高齢者クラブ連合会	銚田市シニアクラブ連合会	副会長
田崎 紀子	その他市長が必要と認 めるもの	銚田市食生活改善推進員協議会	会長
吉田 順子	その他市長が必要と認 めるもの	認定栄養ケア・ステーションそれーゆ	管理栄養士
本澤 典子	その他市長が必要と認 めるもの		健康運動指導士
飯島 洋一	その他市長が必要と認 めるもの	銚田市福祉保健部	部長

3 計画策定経過

年月日	内容	
令和4年 11月30日 ～12月23日	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	調査対象者 ・要支援1又は2の認定者 ・介護予防日常生活支援総合事業対象者 ・65歳以上の要介護認定を受けていない方
	在宅介護実態調査	調査対象者 ・在宅で生活をしている要支援・要介護認定を受けている方で、更新申請・区分変更申請に伴う認定調査を受ける(受けた)方
令和5年 5月16日	第1回策定委員会	1)高齢者福祉計画・介護保険事業計画について 2)高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画策定のための諸調査について 3)高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画の評価について 4)高齢者福祉計画・介護保険事業計画ワーキングチームの設置について 5)高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画策定のスケジュールについて 6)その他
令和5年 10月27日	第2回策定委員会	1)介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果について 2)在宅介護実態調査結果について 3)高齢者福祉計画・介護保険事業計画改訂に向けた施策確認シートについて 4)銚田市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画施策体系(案)について 5)その他
令和5年 12月26日	第3回策定委員会	1)銚田市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画(案)について 2)その他
令和6年 2月5日 ～3月5日	市民意見募集 (パブリックコメント)	
令和6年 2月16日	第4回策定委員会	1)銚田市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画(案)について 2)その他

銚田市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画

令和6年3月

発行:銚田市 / 編集:銚田市介護保険課

〒311-1592 茨城県銚田市銚田 1444-1

TEL:0291-33-2111(代表)

FAX:0291-33-3717

URL:<https://www.city.hokota.lg.jp>
